

翻刻 慶應義塾 図書館蔵 大田錦城講説伊藤忠岱筆記 『中庸聞書』(一)

清水 信子

はじめに

大田錦城<sup>①</sup>の『中庸』研究については、その主な著作として、天明八年(一七八八)頃成書『中庸説』(未刊)、寛政三年四年(一七九一〜一七九二)間成書『中庸考』(未刊<sup>②</sup>)、文化元年(一八〇四)刊『九經談』巻四所収「中庸」、文政五年(一八二二)六月自序同七年跋刊『中庸原解』があるが、他に講義もしている。それらの講義について、実施された年月日が明確なものには、文化十年(一八一三)年六月二十一日<sup>③</sup>、文政三年(一八二〇)秋<sup>④</sup>、同四年(一八二二)八月十月間、同六年(一八二三)一月二十九日<sup>⑤</sup>がある。中で文政四年の講義については、錦城門人伊藤忠岱<sup>⑥</sup>により筆

記され、その後文政五年(一八二二)、文政十二年(一八二九)と二度に及び清書された講義録『中庸聞書』の各清書本二種が残されており、それにより講義内容が概観される。

該講義時期文政四年は、これまでの錦城の『中庸』関係著作の著述時期の後<sup>⑦</sup>となり、錦城の晩年にもあたるため、その講義内容は錦城の『中庸』解釈の総括として、また一覽するにその内容は、自身の『中庸』各著とは別の錦城の『中庸』解釈の一面が窺知されるため、看過できない。そして、その講説と著作における各解釈との相違状況によつては、『中庸』解釈に対する錦城のさらなる発展、また新たな説が発見される可能性もあり重視されよう。従つてその講義録である『中庸聞書』の詳細な解析、考察が俟たれるが、

本稿においてはその第一歩として、その概要を紹介するとともに本文を翻刻する。

文政四年講義の伊藤忠岱筆記『中庸聞書』の自筆本は、管見によれば、慶応義塾図書館(三田メディアセンター)所蔵本(以下略「慶応本」と、忠岱自身が収集した資料を直接受け継がれている伊藤祐俊氏所蔵本(以下略「伊藤本」)の二点が残る<sup>(8)</sup>。二点の基本的書誌事項は以下の通り。

慶応本

中庸聞書一巻 (大田) 錦城先生講説 伊藤祐義忠岱筆記  
文政四年八月十月間講説筆記文政五年八月伊藤忠岱清書  
本 全二冊 210-117

書形二六・七×一八・七 経文七行十五字内外注文  
和文小字双行二十四字内外又経文傍書 無点

首「中庸聞書／錦城先生講説／伊藤祐義忠岱筆記」(全六十九丁)：第一冊全三十五丁第二冊三十四丁) 本文  
中講義日付曰「文政四年九月二十七日」「十月二日」「十月七日」「十月十二日」「十月十七日」 末曰「文政五年壬午七月二十五日小諸藩中加川隆禮／之聞書請之八月八日写始同十三日與余之間／書合而写終」 元表紙

「中庸聞書」 題簽題「中庸聞書」 印記「慶應義塾／図書館蔵」

伊藤本

中庸聞書四巻 錦城太田先生講説 伊藤祐義忠岱筆記 (文政四年八月十月間講説筆記) 文政十二年七月伊藤忠岱清書  
本 全四冊

書形二七・〇×一九・〇 経文六行十五字内外注文  
和文小字双行二十四字内外 無点

首「聞書」(全二丁) 次「中庸聞書卷壹／錦城太田先生講説／信濃伊藤祐義忠岱筆記」(全三十三丁) 以下至卷四(卷二全三十一丁、卷三全二十八丁、卷四全二十八丁) 末曰「文政十二年己巳七月清書／蓼山伊藤祐義」 元表紙「中庸聞書」 題簽題「中庸聞書」又「太田錦城先生講説」

本聞書の講義期間は、慶応本に記された講義日付により推測される。巻頭にはその日付記事が無く、また記録されていない日付もあると思われる、正確な開講日、講義回数は不明であるが、それらについて他の日付記事と各日の聞書筆記量から逆算すると文政四年八月二十七日に開講され、

以降二と七の日に、即ち文政四年八月二十七日から十月二十二日まで、計十二回に亘つて講義されていたと考えられる。

慶応本については、末の書写識語によれば、受講の翌年、忠岱の聞書と同門加（賀）川隆禮<sup>⑨</sup>が筆記した聞書とを合わせて清書されたものである。不分巻で、特に章立てもされておらず、始めに「中庸」という語句についての解釈、続いて本文となり、大字の經文に対し、その左右、また各語句の傍注として、注釈となる講説が細字で書き入れられている。それらは文末が「くナリ」「くシヤ」（ジャ）と口語体であり、基本的にはほぼ講義時の錦城の講説通りに記録されているものと思われる。

例証として經書等各種文献からの原文の引用が多見し、それらは各章句末等に別掲されている場合も少なくないが、巻頭の「中庸」解釈から本文第一章「天命之謂性：謂教」「道也者：慎其独也」「喜怒哀樂：万物育焉」までは、大字の各章句後に「ナリ」「シヤ」文体の講説部が、引用文とともに小字で整然と記述されている。またそれら引用文については、『中庸考』『九經談』『中庸原解』等錦城の『中庸』注釈

各著と一致することが多く、清書時に改めて各著から転写したと思われる。しかしその他講説部の多くは、前述の通りそれら各著には見られない解釈である。

一方、伊藤本については、講義の日付記事は見られないが、慶応本と記載内容がほぼ一致することから、同一講義の聞書であることが判明する。錦城の没後、慶応本の清書後七年を経てさらに清書されたもので、慶応本の書入然とした講説部を増補、或いは削除しつつ注釈として整理している。書式は慶応本巻頭部と同様に大字の經文各章句に続き講説部が小字で記述されている。また四巻に分巻され、その分巻は、三卷三十三章から成る『中庸原解』と卷三（卷二：第十二章く、卷三：第二十一章く）までは一致し、伊藤本巻四は第二十九章から始まる。但し、伊藤本は特に章立てはしていない。

伊藤本には、卷一の前にはまず「聞書／作者考」として『中庸』の作者、及び文献解題が新たに記載され、卷一以降は慶応本と同様にして巻頭に「中庸」についての解釈、經文に対する講説が続く。「作者考」については、該項末に「九經談云：」とその典拠が明記された『九經談』の引用

があるが、それ以外についても全般に該書の『中庸』文献  
解題記事が踏襲されており、各種文献からの引用について  
は全く一致する。「作者考」は慶応本には無いため、恐らく  
忠岱が文政十二年の清書時に『九経談』を参照して増補し  
たものと思われるが、引用文以外の地の文は、文末「ナリ」  
の口語体であるため、文政四年の講説ではなくとも錦城の  
言説ではあるものと思われる。「作者考」の他、講説部にお  
ける引用文については、慶応本で既述の通り、錦城『中庸』  
関係著作所引文と一致するが、伊藤本の場合は、それら引  
用も講説部「ナリ」文の中に組み込まれている。

その他伊藤本に見える慶応本からの増補箇所については、  
「祐義按スルニ……」(「祐義」＝忠岱名)と忠岱の按語が一  
箇所ある他、「錦城先生晩年二中和ノ義ヲ發明シテ云……」と  
あることから、錦城の講説以外に筆記者忠岱の補注も少な  
からず含まれているよう。それに対し、慶応本の講説部には  
伊藤本には採録されていないものもある。従って今回の翻  
刻に当たっては、比較的錦城の当時の講説のままに筆記さ  
れていると思われる慶応本を底本とする。但し、紙幅の關係  
上、慶応本全二冊のうち第一冊、即ち文政四年八月二十七

日の第一回から同年九月二十七日の第六回の講説筆記(錦  
城『中庸原解』、及び朱熹の分章第二十章まで)の翻刻であ  
る。またそれに伴い、前掲錦城『中庸』注釈三著著述内容  
と照合し、各種文献からの引用文や具体的解釈における一  
致、或いは相似箇所について注記した。今後は、慶応本第  
二冊を翻刻するとともに、該本と伊藤本、及び錦城各著作  
等をさらに詳細に照合し、それらの異同等を勘案すること  
により、錦城の講説の實際を再現していく。

本翻刻に当たり、慶應義塾図書館には、調査、閲覧に際  
し御高配を賜り、また翻刻の許可をいただきました。ここ  
に記して心より感謝の意を表します。

注

- (1) 名元貞、字公幹・才佐、号錦城。明和二年（一七六五）生、文政八年（一八二五）没、享年六十一。
- (2) 寛政三年から四年にかけて荻生徂徠『中庸解』に記した自身の書入を草稿としたもので、「中庸考草」「中庸考」と二種の書名が別行している。
- (3) 当時、錦城の元へ出入りし、その講筵にも列していた吉田藩福島留吉は、錦城の学問とその周辺について、実家の兄柴田猪助や養父福島献吉へ度々書簡を送っている。その一つ兄猪助に宛てた文化十年六月二十一日付書簡に「世子御講釈中庸も相終尚書始申候…」と、錦城が吉田藩藩邸にて世子信順に講義したことを記している。書簡は柴田伸吉編『大田錦城・同晴軒に関する史料』（昭和十五年八月柴田伸吉）所収。
- (4) 『中庸原解』自序に「庚辰之秋、歸自京師、与兒敦、講中庸孟子大義。」とあり、京都から江戸に戻った後、三男晴軒とともに講義をしている。
- (5) 前出福島留吉書簡の文政六年一月二十九日付福島献吉宛に「今廿九日も錦城中庸初日に御座候…」とある。
- (6) 名祐義、字忠岱、号鹿里・潜竜斎・仰継堂。安永七年（一七七八）生、天保九年（一八三八）没、享年六十一。寛政十一年（一七九九）、錦城に入門する。『中庸』に関しては、自著文政四年（一八二二）刊『中庸延撞』があり、該書には錦城が序を呈している。
- (7) 『中庸原解』については、刊行は講義より遅れるが、前出忠岱『中庸延撞』の文政四年錦城序に「予近草中庸原解、既成板本、未成。」とあり、同年にはほぼ成書していたと思われる。
- (8) 伊藤氏宅にはまた、その他八書と合収された節録本が所蔵されている。
- (9) 賀川隆禮は、錦城門人であり『中庸原解』に序を呈しているが、その他生卒年等詳細は不明。

## 凡例

一、本翻刻は、慶應義塾図書館(三田メディアセンター)蔵大田錦城講説伊藤忠岱筆記『中庸聞書』全二冊のうち、第一冊を翻刻したものである。

二、書式について、経文は一行字数等原文の通りとし、経文各字の左右等に傍書された講説部等については、経文各字に「\*」符号と番号を付し、各章句の後に「(\*1右)」等と、番号と位置を冠し列記した。また原文は無点であるが、講説部のみ適宜句読点を付し、改行は「/」符号で示した。

三、使用字体、及び表記は、原則として、誤字・衍字、同字における正字体と新字体、及び仮名遣いの混用等、また符号等の表記も含め、原文の通りとし、翻刻時の誤りと混同される場合には、適宜注に「(」等にて訂正した。尚、濁点については、一部付されている場合があるが、原文の通りである。但し、仮名表記において、「ネ」「ヨウ」を示す「子」「羊」については原文の通りであるが、「コト」「トモ」を示す合字については片仮名に改めた。判読不明文字等は「■」で示した。

四、各丁数表裏は、「1オ」「1ウ」等と表記した。

五、錦城自著『中庸考』(以下略『考』)『九経談』『中庸原解』(以下略『原解』)との関連については、各種文献からの引用の一致、或いは同義箇所について注に記した。尚、照合に当たっては、『考』

は、原本とされる荻生徂徠『中庸解』書入、『九経談』は、『日本儒林叢書』第六冊所収活字版、『中庸原解』は、『日本名家四書注釈全書』学庸部二所収活字版を使用した。

表紙裏<sup>(1)</sup>

礼記檀弓、曾子謂子思曰、伋、吾執親之喪也、水漿不入於口者七日。子思曰、先王之制礼也、過之者俯而就之、不至焉者、跂而及之。故君子之執親之喪也、水漿不入於口者三日、杖而后能起。

〔祭統〕内盡於己、而外順於道也。

〔坊記〕礼者、因人之情而為之節文、以為民坊者也。〔問喪〕非從天降也、非從地出也、人情而已矣。

喪服四制云、凡礼之大體、體天地、法四時、則陰陽、順人情、故謂之礼。訾之者、是不知礼之所由生也。〔冠義〕凡人之所以為人者、

礼義也。礼義之始、在於正容體、齊顏色、順辭令。容體正、顏色齊、辭令順、而后礼義備。以正君臣、親父子、和長幼。君臣正、

父／子親、長幼和、而后礼義立。故冠而后服備、服備而后容體正、顏色齊、辭令順。故／曰、冠者、礼之始也。

孟子梁惠王下曰、行或使之、止或尼之、行止非人所能也。吾之不遇魯侯、天也。

萬章上曰、非人之所能為也、天也。又云、其子之賢不肖皆天也、非人之所能為也。莫之為／而為者、天也。莫之致而至者、命也。

### 中庸聞書

錦城先生講說

伊藤祐義忠岱筆記

中ヲ漢魏以來ノ人ハ善也ト釋ス。<sup>\*1</sup>湯誥、國語ノ註ニアリ。<sup>\*2</sup>

コレハ一番ノ妙解ナリ。惡ヘ對スルカラ善ナリ。過不及ヘ對スレハ中ナリ。偏ト倚トハ／惡ナリ。不倚不偏ハ善ナリ。善ヲカハラスニ行カ中庸ナリ。／誠ハ内外一致ナリ。

合外内之道ト誠ヲトク。内ハ心外ハ行ナリ。／大戴礼ノ文王官人篇二、陰陽克易者非誠者也。<sup>(3)</sup> 大学ノ小人ノ間居為

不善云云ハ、陰陽變シ、内外一致ナラサルナリ。本篇二、／誠之者、擇善而固執之者也。誠ノ一字ハ中庸ノ二字ニナ

ル、中ノ庸ノ二字ハ誠ノ一字ニナルナリ。聖人ノ道ハ凡テ善ヲカハラスニ行フ

(\*1左) 建中于民  
(\*2左) 吳語

(1才卷頭右下) 吳語、今天降衷於吳、齊師服。註云衷善也。又天舍其／衷、楚師敗績。注同。

1ウ

モノナリ。ソレヤハリ中庸ナリ。善トハ孝弟仁義ノ總名<sup>(4)</sup>ナリ。

## 天命之謂性率性之謂道脩道之謂

教。<sup>\*1</sup>

此章八道ノ一字ヲトクナリ。故二下文二道也者云云トカケリ。性道教ノ三ヲ解ニハ、アラサルナリ。道ハ主シテ、性教ハ客ナリ。又イカンシテ三ヲ云ナレハ、道ト云モノハ天性ヨリ出タモノ、又道ヲ成就スルニハ、教学ヲテキルカラ云ナリ。(性) 中庸ノ徳性、孟子ノ性善ニテ道德ノ性ヲ云ナリ。(命) 多ハ命ヲハ吉凶禍福ヲ云ナリ。ナレトモ道德ノコトニナルハ、此處ト左傳成公十三年ノ民受天地之中以生、所謂命也。ノ所ハカリ也。(率) 率土之濱(7) 詩經。礼記、非自天降、非自地出、人情而已ト天然ノ自然ニシタカツテ出キタモノヲ、コレヲ道ト云。孝弟仁義ハ天地陰陽

2オ

ノ二氣ヨリテキタモノナリ。説卦、立天之道、曰陰與陽、立人之道、曰仁與義(8)トアリ。人ヲ愛スルトキハ、身體カユルマル。人ヲ敬スルトキハ、身ノ體カユルマル。春生夏長、仁也、秋收冬蔵、義也ノ所ナリ。サテ仁義ハ人ノ天性ニアルモノシヤト云テモ、ウチヤツテヨクト、善人ニハ、ノナラヌナリ。又ヤクニモ立ヌナリ。タトヘハ桃李ハ花実ノナルモノナリ。ノナレトモ陰鬱ノ地ニ植レハ、

寒氣ニトジラレテ花実モナラヌナリ。

和暖ノ地ニ植レハ、花モサク実モナルナリ。寒氣ハ人欲ナリ。和ノ暖ハ教学ナリ。盡心篇二、存其心、養其性トアリ。教学ハ一致ナリ。ノ文王世子ニハ、教ルト云処ニ皆学ノ字ヲ書テアリ。是其證ナリ。數效ノ二字トモニヨシヘルナラフト云字ナリ。乞ヲコフ、又アタユルト云ノ例ナリ。ノ沽ハウルト云、又カフト云モ此例ナリ。両方ヘキクナリ。此ニ学ノ字ヲカ、レヌワケアリ。ソコヲ教ノ学ヲカキタルナリ。学ハセマキ字ニテ、詩ノ書六藝ヘハカリ、カ、ル字ナリ。教ハ文字德行ニカ、ルナリ。論ノ語、学詩乎、又博学而無所成名、又執御乎。執射乎、又五十而学

2ウ

易、又好仁不如学トアリ。皆此通り詩書六藝ニハカリ、カケテアリ。孝ノ弟忠信ノ上ヘカケタ所ハ、一モナキナリ。

(1ウ眉欄) 道ハ性情ニ從ノフモノナリ。故二道ノ人ニ遠カラ

サルヲ云ナリ。コレカ率ノ性ノ解ナリ。礼ノ記二人情而已トアリ。詩ニハ遠カラヌコトヲ、睨而視ノ之トアリ。孟子、ノ牛山之木嘗ノ美ノ章ニ辨ノスルコト詳ニシテ云▲夜氣不足以存、則其違ノ禽獸不遠ノ矣。人見其禽ノ獸也、而以為ノ未嘗有才焉ノ者、是豈人之情也哉。ノ道ハ中心ノ実ノ義ヲ人ニツクスコト。



(2才眉欄) 孟子ノ性ヲカタルノモノニ、道德仁義ノヲサスモノ

アリ。ノ耳目鼻口ノ情ノ欲ヲサスモノノアリ。形色

ヲノサスモノアリ。ノ人ノ天ニ受ノテ生ルモノヲノ

性ト云。莊子性ノ者生之質也。ノ教ハ道德ヲ兼、ノ

学ハ道藝ニカ、ルナリ。ノ学道ノ道ノハ礼樂ナリ。

ノ仁智ハ德ナリ。礼樂ハ道ナリ。ノ学道ト学ト云ノ

字、上ニカケハ詩ノ書礼樂射御書數。道ト唯ノ云ト

キハ、孝弟忠ノ信ナリ。コレヲハ学ト云ハス、修ノ

德ト云ナリ。

(\*1下) 孟子曰、牛山之木嘗美矣。以其郊於大國也、斧斤伐之、

可以為美乎。是ノ其日夜之所息、雨露之所潤、非無萌

蘖之生焉、牛羊又從而牧ノ之、是以若彼濯濯也。人見

其濯濯也、以為未嘗有材焉、此豈山之性ノ也哉。雖存

乎人者、豈無仁義之心哉。其所以放其良心者、亦猶斧

ノ斤之於木也。且且而伐之、可以為美乎。其日夜之所

息、平旦之氣、其好ノ惡與人相近也者幾希、則其旦晝

之所為、有梏亡之矣。梏之反覆、則其ノ夜氣不足以存。



### 道也者不可須臾離也可離非道

也是故君子戒慎乎其所不睹恐懼乎

其所不聞莫見乎隱莫見乎隱<sup>10</sup> 莫

顯乎微故君子慎其獨也

此ノ不可ハ、不能トハ不通ナリ。離ルレハ、カハルナリ。

不離ハ不変ナリ。誠ヲノ説ノ素地ナリ。庸ノ字ノ義ナリ。

陰陽不変ナリ。人ノ前テ善ヲナシ、

3才

人ノ見ナイ所テハ不善ヲナスハ、道ヲハナレルナリ。○二

其字ハ己ヲサス。ノ三十三章、君子之所不可及者、其唯人

之所不見乎。不睹ハ行ナリ。ノ不聞ハ言ナリ。獨ハ不睹不

聞ノ所ナリ。慎ハ戒慎恐懼ヲ云ノナリ。コレ互文ナリ。○

コレ人ノ見ル所モ見ナイ所モ一致ニナル。則庸ノノ義ナリ。

コレカ誠ノ所ナリ。(隱) 詩經、鼓鐘于宮、声聞于外。(微)

幽微ノ匿微ト云テ、即カクスノ義ナリ。哀十六年、白公勝

カ尸ヲ其徒ノ微之。杜注ニ微ハカクスナリ<sup>11</sup>ト云アリ。

國語、設微薄而見之トアリ。ノ韋注ニ微蔽ナリ<sup>12</sup>トアリ。

爾雅ノ釋詁ニ匿ハ微也<sup>13</sup>トアリ。朱注ノ如クノ細微ナラ

ハ、顯ヲ大トカキテヨキナリ。ソレヲヤハリ顯トカイテア

レハ、ノ微ヲカクスト訓シテ是ナリ。慎獨、大学・中庸・

荀子不苟・礼器スノヘテ四ヶ所アリ。大学、小人間居為不

善、君子必慎其獨ト反對ノシテ書テアリ<sup>14</sup>。間居獨處ト

モ二、不善ヲナササルナリ。慎ト云一字二ハ、／言行ヲ兼ルナリ。コレカ純一ノ處ニテ道ノ本ナリ。詩ノ大雅二、不  
3ウ

顯亦臨、無射亦保、又無曰不顯、莫予云觀。神之格思、不可度思、／矧可射思トアリ。又板ノ詩二、昊天曰明、及爾出王、昊天曰旦、及／爾游衍<sup>(15)</sup>。又敬之二、無曰、高高在上。陟降其士、日監在茲トアリ。／後漢ノ楊震四知○慎獨ハ、天地鬼神ヲ恐レルカラノコトナリ。己聖ノ人ノ本意ナリ。後世ハ天地鬼神ヲソレヌ。宋朝ノ理學ト申韓ノ商鞅ノ學カヲコリテカラナリ。惡事ヲナシテ、鬼神ノ知ルワケハ、／今盜ヲスレハ、人ハ不知トモ先吾心カ知テヨル、吾心ハ天ヨリ與ヘ／テ、コシラヘタルモノナリ。天ノコシライタ心カ知ルカ、コレ則天地鬼神カ／知ルナリ。ソコテ聖人ハ人ノ見ナイ所テモ戒メ慎ムナリ。

(3ウ眉欄) 蒙求、後漢楊／震、舉茂才、／四遷荊州刺／史、東萊大守、／當之郡、道經／昌邑。故所舉／荊州茂才王／密。為昌邑令。／謁見至夜、懷／金十斤以遺／震。震曰、故人／知君、君不知／古人何也。密曰、／暮夜無知者、／震曰天知。地／知、我知、子知、／何謂無知。／密愧而出／公廉不受私謁。

\*1 喜怒哀樂之未發謂之中發而皆中節

謂之和中也者天下之大本也和也者

4才

天下之達道也致中和天地位焉萬物育焉

未發ハ大本ニテ天命ノ性ナリ。發ハ達道ニテ脩道ナリ。中節ハ禮儀ノノヨキホトニカナフヲ云ナリ。中ハ性命ノ中、節ハ禮儀之中。／喜怒哀云云ハ二義。樂記、人生而靜、天之性也<sup>(16)</sup>云云ノ所ヲ、嬰孩ノ／コトニシテモヨシ。左傳、民受天地之中以生、所謂命也<sup>(17)</sup>。／喜怒哀云云、不中不正ハワルイモノト云コトハ、人タルモノ知テヨル。サスレハ／未發ノトキニ、中ヲ具テヨルナリ。水ハ濕ニツキ、火ハ燥ニツク。濕ハ／水ノ天性、燥ハ火ノ天性。人ハ中ヲ喜フカ天性シヤ。人ノ天性ト云ハ、中ナルモノシヤ。サルニヨリ中ニナルコトヲ喜フ、コレ天性ノ善ノカ知レルナリ。ソレカラ中正ニヨルコトヲハ、皆タツトフナリ。／中ハ圓ノ中ニ棒カ一本貫テヨル兒ナリ。■<sup>(18)</sup>虚体ノヤウナレトモ、／中ノ棒ヲ貫タヤウナモノカアルナリ。聖人ノ道ハ空虛ヲハ解スナリ。／(和)人情ノ喜怒哀ト禮義ノヨキホト、ヒツタリ合フナリ。二物ノ和合スルナリ。

鄭語二以宅平它謂之和ト云。昭二十年二晏子力和同ノ辨アリ。人ノ間ノ情ト道トカユキ合ナリ。論語、樂而不淫、哀而不傷、コレカ中節ノナリ。別物ヲ以テ別物ニ合ス。陰陽男女ノ合スルカ如シ。(達) 上下古今ニ通達スルナリ。

(和) 人情ノヨキホトヲ、エルナリ。天下ノ万事ハ皆中正ノ善カラ出テタルモノナリ。

(\*1眉欄) 仲尼燕居、敬ノ而不中礼、謂之ノ野。恭而不中礼、

ノ謂之給。勇而ノ不中礼、謂之ノ逆。

子曰、師、爾過。而商不及。子産猶衆人之母也、能食之不能教也。子貢越席而對曰、敢問將何以為此中者ノ也。子曰、礼乎礼。夫礼所以制中也。

坊記、詩云、礼ノ儀卒度、笑ノ語卒獲。

(致) (中) (和) 致ハ擴充ナリ。孟子ノ性善ヲ云ヘトモ、本心ノ昔ニカヘレト云コトノナシ。唯己カ惻隱ノ心ヲ擴充スルナリ。此ノ致中和モ同シ。喜怒ノムカシヘカレト云ニアラス。應事應物テ中和ヲ失ハヌナリ。人情ノヨキホトヲ、エルナリ。コレハ人君カ、イタスナリ。身ノ行カ中和ヲエレハ、ノ風雨時アツテ五穀熟ス事ニ處シテ、宜ヲ不失カ中ヲイタスナリ。ノ喜怒カ、マチカハヌカ、和ヲイタスナリ。好色ヲ淫シ、己ニ佞媚ノ小人ノヲ好スレハ、天下乱レ、山川モ崩タリ。動タリシヲヤスカラサルナリ。ノ(萬)

(物) (育) (焉) 書經、庶草繁蕪○發育万物峻至于天○鳶飛ノ魚躍言察于上下也<sup>(1)</sup>。

5才

### 仲尼曰君子中庸小人反中庸<sup>\*1 \*2 \*3</sup>

(\*1右) 書ノ舜典カ例ニナラヒ、開卷故ニ仲尼曰ト書テ、以下ハ子曰ト書リ。直ニ孔子ノ御意ト知レル羊ニシタモノナリ。

(\*1左) 君子タルモノハ、天ヨリウケエタ天性ノ良心ヲ失ハス、ノ邪欲ニヲ、ハレヌカラ、中ノヨキホトヲ庸トカハラヌニ行。ノ小人ハ邪欲ニヲ、ハレルカラ、激スレハスキ、怠レハ不及ノスルナリ。

(\*1左又) 中者万事ヨキホトヲ云。庸ハ則ソレヲカハラヌニ行カ庸ナリ。諸善諸徳ノヲ不易ニ行カ庸ナリ。中ハ則忠孝仁義ナリ。君子タルモノハ、行之、ノ小人タルモノハ、サハナクシテ行ハヌワイ。ノ田沼殿カ奢侈ノアトヲ、越中守殿カ儉約ヲ示シ玉フカ時ニ中スノ中シヤ。

(\*2左) 小人ノ行ハ、イカニモ驚、小人ニシテノ中庸ニ反シテワルイコトヲスル。

(\*3右) 詳九經談<sup>(20)</sup>。

(\*3左) 中庸ニ反スルハ悪シキナリ。

## \*1 君子之中庸也君子而時中小人之

(\*1右) 恐ラクハ子思ノ説ラシイ。孔子ノ御意ニセヨ、上文ヲ

解シタモノナリ。

君子ノ德行ヲ贊美シテ云ナリ。サテ君子ノ人ハ、德行仁義ヲ行テ、ノカハラスニ行フテ善ヲナス。イカニモ君子ノ所行ニシテ、時ニ中スルナリ。ノ礼記ニ中其可謂之時(2)トアリ。此ノ時中ハ、常中ニ反スルカ如クナレトモ、反セサル

5ウ

コトヲ説タルモノナリ。時中ノ字説得ルモノ少シ。易ノ澤風大過ノ卦ニ剛過ノ而中(2)スト云コトアリ。是ニテ始メテ時中ノ義ヲ知レリ。剛過而中ト云コトハ、平常ノ手輕キ病ニ、大戟甘遂ヲ用ルハ、中ニアラス。サレトモ至テ大病ニ至レハ、用子ハナノラス。峻藥ニテ元氣ヲ損スルニ似タレトモ、用サレハ、其病ヲ治スルコトカナラス。是藥ノハ剛ニ過ル羊ナレトモ、其病カ治スルコト、コレニアラサレハナラヌカラ、剛ニハアラス。ヤノハリ中トナル。君子事ニ臨ンテ十常ヨリ剛ナルカ如キ事ヲナスモ、サニアラサレハ、ノ治リカタキナラハ、ヤハリコレ過ルカ如キナレトモ、中ニナルナリ。礼記、食三碗ノ常(2)トアリ。サスレハ平日ハ三八イ食スルト云モノハ常中ナリ。然レトモ遠道ヲスルノトカ、又苦勞ナル業ノナストキハ、三八イニテハ不足ナリ。其時ハ五ハイモ六ハイモ食フナリ。病氣ツケハ

三八イモノカ、二ハイニモ一ハイニモナル(2)。是其時ノモ

ヤウニヨリ、過モアリ、不及モアリ、ソレカ事ノ宜ヲ得ルトキハ、中ナリ。是前ノ所謂中其可謂之時ト云コトナリ。

孟子曰、楊子取為我、拔一毛而利天下、不為也。墨子兼愛、摩頂放踵利天下、為之。子莫執中、執中為近之。執中無權、猶執一也。所惡執一者、為其賊道也、舉ノ而廢百也(2)、ト云。

執中無權ノ四字、彼ノ中ナラサル所權アルハ、時中ノ義ナリ。

## 反中庸也小人而無忌憚

6オ

康誥、惟文王之敬忌。呂刑、敬忌、罔有擇言在身。是忌與畏同。有所畏、慎ノ不敢放縱也(2)。忌憚ノ忌、コレト同シキナリ。

## \*1 子曰中庸其至矣乎民鮮能久矣

(\*1右) 論語ニハ之為德三字アリ。ヤハリ之為德三字ヲイレテ

用ルカヨイ。ノ論語能ノ字ヲヌキタルハ、易系辭民日用不知、故君子之道鮮矣(2)ト云同例ナリ。(\*2右) 知ルモノ行モノスクナシト云コトナリ。

昔堯舜文武ノ盛ナル時分ニハ、民モ中庸ニヨリテ行タカ、今ハナイ。中庸ハノ聖人ノ至極スクレタル徳シヤカ、古ハ行タカ今ハ能クシナイ。

繫辭辭易、其至矣乎。韓詩外傳、闕睢其至矣乎(2)。

中庸、舜用中於民。仲虺之誥、湯建中於民。大禹謨、民協于中。  
(290)

此章上ヲ承テ、古ハ行ハレタ。今ハ道力行ハレヌワケハ。

子曰道之不行也我知之矣智者過之愚

(\*1右) 中庸之道

(\*2左) 行フヲ云。

(\*2右) 明トスヘシ。前後入カヘテ可ナリ。

(\*3右) 論語、師也過、商也、不及<sup>(30)</sup>ト云ハノ此ト同シキナ

リ。

(\*4右) 道

者不及也道之不明也我知之矣賢者

(\*1右) 道

(\*2右) 知ニテ云。

(\*3左) 行トスヘシ。

6ウ

過不肖者不及也

人莫不飲食鮮能知味也

(\*1右) 小人

(\*2右) 人タレシモ飲食セヌモノハナケレトモ、能料理ヲスル

モノハスクナイ。五味ヲ知ラヌトノ云コトハナイ。

知味ハ易牙ノ類ヲ云。

(\*2左) 知味ハ則聖人ノコトヲ云。

(\*2左又) 此小人ハスヘテノ人ニアラス。必小人ナラン。ナセ

ナレハ君子ノ人ノ五味ヲシラヌトノ云コトハナイ。

以上道ノ行ハレサルワケヲ云。

子曰道其不行矣夫

コレハ一日ノ中ニ御語りナサレタノテハナイ。サタメテ三

四日ニヲハナシナノサレタノト見ユル。后世ノ云云

此章、古ハ道モ行ハレタト云処ヲ知ラシメタルモノナリ。

子曰舜其大知乎舜好問而好察邇

(\*1右) 舜ハソレ大和乎トヲホメナサレタト云モノハ、孟子ニ

大舜有大焉<sup>(32)</sup>ト云処ト同シキナリ。

大和乎ト云字義ハ、孟子ニ説ケリ。理クツハ莊子ニアリ。不同

同之之謂大、又江河合水

7オ

而大<sup>(33)</sup>トアリ。孟子、大舜有大焉、善與人同、舍己從人、樂

取於人以為善。ノ自耕、稼、陶、漁、以至為帝、無非取於人者。

取諸人以為善、是與人為善者ノ也。故君子莫大乎與人為善<sup>(34)</sup>。

好問 仲虺之語能自得師者王、謂人莫己若者亡。(好)(問)  
則裕、自用／則小<sup>(35)</sup> 問ヲ好ムハ、ヨキコトナリ。孔文子二

ハ、不耻下問ト云、顔淵二ハ以能問不能、以多問寡ト云タリ。

<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup> 言隱惡而揚善執其兩端用其中<sup>\*3</sup><sup>\*4</sup><sup>\*5</sup><sup>\*6</sup><sup>\*7</sup>

(<sup>\*1</sup>右) (邇) (言) 浅近ノアサハカノコトテモ、察シテ考ヘ

ルコト。チツトシタコトテモ油断ハナラヌ。板ノノ詩、

先民有言、詢于芻蕘<sup>(36)</sup>トアリ。芻蕘ハ草刈ワラハノ

コトテモ、ハカルコトナリ。

(<sup>\*2</sup>右) 人二ハナシヲスルニモ、人ノ惡ヲハカクシ居テ、人ノ

善言ヲ申シタコトヲハアレハ、ノカ羊二申シマシタト

云テ、ヨツケナサル。

(<sup>\*3</sup>左) 褒揚稱揚。

(<sup>\*4</sup>左) 論語ノ兩端ハ本末ニテ云。此ニアル兩端ハ過不ノ及ノ

中ニテ云。聖人ハコ、力過ニナル、此力不及ニナル、

此力中ニナルト云処ヲ執テ、其中二叶フ処ヲ取テ、

民二用テヲ、オシイナサル、ナリ。

(<sup>\*5</sup>右) 善惡兩端ノセツメイナリ。

(<sup>\*6</sup>右) 大学ノ無所不用其極ト云ト同シ。

(<sup>\*7</sup>左) 礼ナリ。

於民其斯以為舜乎<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>左) 鄭玄ハ上文ノ通りタカラ、舜トツケタト云ヘトモ、サ

ヤウテハナイ。堯舜ハ実名ニシテ、諡ニアラス。サ

スレハ、鄭玄ノ言非ナリ。虞舜ト云、乃姓名也。

7ウ

<sup>ムクマシロク</sup> 舜瞬舜花ト云ハ、マシロクマニウツルト云コトテ、舜

花ト云ヘリ。堯舜ヲ堯舜ヲ<sup>(37)</sup>堯舜ト稱シ尊ンテ稱

スルト云モノハコレノ故、尊稱スルト申スコトテ、其

斯以為舜乎。文王之所以為文ト云ハ、字義ニテ云。コ

ノニアルハ、サヤウテハナイ。

此章ハ、タマタマ中庸ヲイフマテハ知レトモ、行ヘトケルモノカ

ナイト云コトヲ云。

子曰人皆曰予知驅而納諸罟獲陷阱<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup><sup>\*3</sup>

世上ノ人ミナヲレハ、知カアルト云。サレトモ刑罰ニ落入レト

モ、サケヨウヲ知ント云。喩此ハノ傳授コトナリ。喩マテハス

メルカ、是カラハ傳授コトシヤ。詩ノ<sup>⊕</sup> 莊子ノ末刑人刑ト

アリ。ノ人人聖人ニアラサル。人ハ天刑ヲ受ケヌモノハナイ。

大小ノタカイハアレトモ、皆天刑ヲ得テナルナリ。病氣等ハ

皆天刑ナリ。人人ヲレハ、智惠カアルト云テモ天刑ハ免レヌ。

ノ(<sup>\*4</sup>左) 徳川家ノ刑罰位ナコトハ、免ルヘケレトモ、天刑

ハ免レヌ。驅ルトハ何ニカラレルト云ハ、皆ノ欲ノ為ニ逐ヒ立ラル、ナリ。

(\*1右) 世上ノ人皆ヲレハ、知カアリト云。ノ⊕瞻印ノ詩、天之降罔、維其優矣。ノ天之降罔、維其幾矣。老子、

天網ノ恢恢、疎而不漏。莊子庚桑楚、(\*1眉欄) 莊周曰、為不ノ善乎顯明之中者、人得而誅之。●

(\*1左) ●為不善乎幽閒之中、鬼得而誅之。

(\*2右) 逐タテラル、ナリ。ソレハノイカント云ト、人欲ノ為ニカノラレルナリ。

(\*3右) 刑罰ノ喩。

## 阱之中而莫之知避也<sup>\*4</sup>

(\*4眉欄) 左傳評林僖二十八ノ如設 置餌、ノ以誘猛虎、虎

ノ死在須臾、而ノ豎尾大吼張ノ威、以攝獸悍、ノ然自入死所、ノ而不知也。

○世上ノ人皆ヲレハ、邪欲ニカラレヨハレテ、惡處ニヲチイリ、惡事ニヲチイツ

8才

タト云コトヲ知タナト、云ナレトモ、ホンマニ知リハセン。モシホンニ知テアラフナラハ、ノ其惡事ヲサケ羊ヲ知リサフナモノナレトモ、知ラヌヲ見レハ、ホントウニ知タノテハナイト云テ、下ノコトヲヨコス。コレハ客ナリ。

## 人皆曰予知擇乎中庸而不能期<sup>\*1</sup>

(\*1右) 人人皆賢ニ近キモノハ、中庸ヲハ擇ハエラヘトモ、期月モ守ルコトハテキナイ。期ノ月ハ丸一年ノ事。中庸ヲ擇テセメテ丸一年モ守リヨ、セルトヨケレトモ、ノ守ルコトカテキヌ。コレ陷阱ニ落入ル故シヤ。

(\*1左) 人皆ヲレハ、中庸ヲ擇ヒ、中庸ノ道ヲ知タト云ヘトモ、ホンマニ道ヲ知リハセヌ。ノモシ知テアルナラハ、守リソウナレトモ、期月モ守リハセヌト云コト也。

## 月守也

以下ハ知仁勇ニテ云。此ハ仁ヲ云。

## 子曰回之為人也擇乎中庸得一善則

回ノ人トナリヨキホトヲ擇ヒ、一善ヲ得テモ、手ノ中ヘニ大事ニイレテ置ノ羊ニシテヨク。服膺ハ猶懷抱ナリ。ム子ニツケテト讀ハ非ナリ。ヤハリノ服ハ思コト。詩經ニモ思服トアリ。是思ナリ。服ト思ヘ、膺トム子ニ絶ス思フ。ノ此カヤハリカタクエランテトルト云処ナリ。大學テ云ヘハ、止于止善ノ処シヤ。

8ウ

ヲシヘコトニ安シ行フ人テナイ。拳拳服膺ト守リツメテ居ルカ

ラ、トリノハツスコトカ出来ル。夫子論語、子曰、回也、三月不違仁。其餘、日月至焉而已矣ノトノ玉フ如ク、三月不違仁コトカテキル。サレトモ又トリナヲシテ守ル人ノシヤ。回ハ誠之ノ人也。イマタ天性自然ノ誠ナル人ハ至ラサルナリ。

### 拳拳服膺而弗失之矣<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 関雎、求之不得、寤寐思服。毛傳、服思之也。荘子田子方、吾服女也甚忘、女服吾也亦甚忘。郭注、服者思存之謂也(43)。

### 子曰天下國家可均也爵祿可辭也

### 白刃可蹈也中庸不可能也

前ノ條二、擇中庸、而不能期月守也ト云テ、前條二ハ唯顔子ハカリヨクスルト云。ノ此二至テ中庸ノ難キコトヲ云。コレハ皆ムツカシキコトヲ云ナリ。朱注三徳ノノ配當是ナリ。可均ハムツカシキコトナレトモ、知者ナラハデキル。可辭ハ廉介

9才

ノモノナラハ、テキル仁者ナリ。伯夷叔齊兄弟國ヲ讓テ、孔子仁ト稱セリ。ノサスレハ廉介ノモノヲ仁トシテ可ナリ。(蹈) ヲトリコムナリ。白刃ノ中ヘノカケコンテ討死ヲスルコトナリ。水火ヲフムモ同シ。モト足拍子ヲフンテ、ヲノトルト云字ナリ。

可均可辭可蹈ハ、一タンノ奮激テ、テキルコトナリ。ノ難ケレトモ、テキルコトナリ。中庸ト云コトハ、死而後已ト云モノシヤカラ、三ノモノホト、カタイコトテナケレトモ、終身ノコト故二、イタシカタキコトナリ。

10才

### 子路問強子曰南方之強與北方之強與<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) コレカ勇ナリ。勇ハ銳進ノ氣堅クテ摧ナイト云カ剛。氣力、ツヨクテ、タユマヌカ強。コライ性ノツヨイカ殺也。ノ各別ナリ。サレトモ、此ハ皆、カ子テ云ナリ。別テハワルイ。

(<sup>\*2</sup>左) 孔子ノ仰セラル、二、南方風ノ強ヲ問フノカ、北方風ノ強ヲ問ノカ、サテ又其元ノ心得テ宜シキ強ヲ問フノカト申ス。

### 抑而強與

### 寬柔以教不報無道南方之強也君<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 寬トハ、イリキラヒノナイコト。  
(<sup>\*2</sup>右又) 寬柔ト剛ノウラ字ニテ云。故二強ト云ハ、ノ剛強ヲ引クルメテ強ト云ナリ。

(<sup>\*1</sup>左) 寬ハ弘ト熟シテ、匄カヒロクテ人ヲイレルコト。ノ柔



ハ柔和ニシテ人ニサカラハヌコトナリ。ノヨク人ノ行  
届ヌコトノヲ、ヲシヘルナリ。

( \* 2 右 ) 柔トハ、ヤハラカナルコト。

( \* 3 右 ) 人ヲ教立。

( \* 4 右 ) 論語、犯而ノ不校<sup>(44)</sup>ノ所ナリ。

( \* 5 右 ) 先キカラ、イカ羊ナルヨコスシカ、イナル。無道ナル  
コトノヲ以テ、ツ、カ、ツテモ、ソレニ頓着セス、腹  
ヲ立ノヌカホシマノ強ト申スモノテ、コレカ南方風ノ  
ノ強ト申スモノテ、君子力其場ニヨリマス。

( \* 5 右又 ) ヤスハラヲ、タツト云モノハ、己カ血氣ノ浮動ヲ、  
ヲサヘルコトカ、ナラヌナリ。ノソコヲ、ヲサヘル  
カ、ツヨキ所ナリ。

( \* 5 左 ) 無道也者、乃孟子離婁横逆<sup>(45)</sup>也。

### 子居之枉金革死而不厭北方之強

( \* 1 右 ) シト子ノコト。

( \* 2 右 ) ヨロイノコト。古ハ皮ヲ用ル。故ニ革ト一字カケハ、  
ヨロイノコト。故ニ孟子ニノ兵革トモアルナリ。

( \* 3 右 ) 討死イタシテ。

( \* 3 左 ) コレカ北國風ノ強ト云モノテ、此等カ日本風ノシヤ、  
夷狄風シヤ。

10ウ

### 也而強者居之

而強者ヲ、徂来八而ヲ爾ト讀メトモムリヨミナリ<sup>(46)</sup>。

孟子ニ此文武之勇也。文王怒而安天下之民。此武王之勇也。而  
武王亦ノ一怒、而安天下之民<sup>(47)</sup>トアル例ナリ。一ツコトヲ二  
ツ云ニ、而ノ字ヲハサンテ云ナリ。

### 故君子和而不流強哉矯

( \* 1 右 ) 此カ子路カ心得テ宜ノシキ強ナリ。

( \* 2 右 ) 人ト和合シテ流蕩ニ至ラヌナリ。和而不同、群而不黨  
トヤハノリ同シコト。コレカホシマノ強ト云モノ。和  
セスシテ獨立獨行ハ過ノナリ。和シテ流スルカ不及ナ  
リ。和而不流力中ナリ。

( \* 2 左 ) 樂記、樂勝則流、禮勝則離。又使其声ノ足樂而不流、  
使其文足論而不息<sup>(48)</sup>。

( \* 3 右 ) ナント、ツヨイテハナイカ、強イト云コト。

( \* 4 左 ) 泮宮、矯矯虎臣、在泮獻ノ賦<sup>(49)</sup>。

### 中立而不倚強哉矯

( \* 1 右 ) 中ハ中スシノ処。立トハ、ユルカヌコト。ヨキ処ヘ心  
スエテ、ワルイ方ヘノ少モカタムカヌコト。三十而立

ノ立ナリ。

(\*1左) 学記、九年知類通達、強立而不反、謂之大成(50)。淫声美色ノ為ニ動力サレヌヲ云ナリ。

11オ

### 國有道不變塞焉強哉矯

或説二、國有道トキニ富貴ニナリテモ、以前貧賤ノ時分ノコトヲ變セヌトヨメリ。此説ノ非ナリ。案ニ塞ハ國サカイト云字タカラ、守ル処ナリ。富貴ニナルト淫スルモノノナレトモ、富貴ニナリテモ淫セヌナリ。塞ハ國サカイヲ守ル処也。困窮シテモ、己カ守ル処ヲ變セヌナリ。

(\*1下傍注) 富且貴。

(\*2右) 國サカイメヲ守ル処ヲ云。

(\*2左) 與邊塞之塞同。

### 國無道至死不變強哉矯

(\*1右) 國ニ道ナキ時分ニモ、貧賤ニ安シヲ、心ヲウツサス、マモリテヲル。コレカホントウニツヨイト云モノシヤ。

(\*1左) 論語、天下有道則見、無道則隱。邦有道、貧且賤焉、

耻也。邦無道、富且貴ノ焉、耻也、又邦有道穀。邦無

道、穀、耻也。孟子、富貴不能淫、貧賤不能移、此之

謂大丈夫(51)。

(\*1左又) コレカ子路カ心得テヨイ勇シヤ。仰セラル、ナリ。

子路ハモト血氣ノ勇者故ニ、ソレヲ抑ノテ君子ノ勇ヲ教玉フナリ。戰場ニ向テ討死スルハ、勇ニアラス。

己ガ貞操ヲ變セサル所カノ君子ノ義勇シヤト仰セラ

ル、ナリ。

(\*2下傍注) 貧且賤。

11ウ

(\*3下傍注) 變下常塞字、而見也。論語、蓋不知而有作之者、我無之矣(52)トアリ。此トヨク似タル文面ナリ。事モヤ、ニタリ。

### 子曰素 隱行怪後世有述焉吾弗

(\*1右) 三説ムダ隱者一説。素隱、學問シテ、コトノホカノ隱僻ノ道理ヲサクリモトメテスルモノ。後世シタカイ述ルモノモアラフ。素、孟子、邪説、行、妄行ナリ。

(\*1左) 仁齋ノ説、妙妙。

孟子、邪説暴行又作(53)。

顏師古云、求索隱暗之事(54)。

索隱ハ知也。行怪、行ナリ。述ハ、シタカツテ行ナリ。

新ニコシラヘタルコトニハアラス。昔ヨリノテ羊ヤアヤシキコトカアリタリナリ。孟子、邪説暴行又作ト云。

又ト云ヘハ上代ヨリアリタルコトナリ。

(\*2右) 隱僻ノ道理ヲモトメルモノアリ。

(\*3左) 君子言其常、小人言其怪。(眉欄) 荀子榮辱、君子道其ノ常、而小人道其怪。

(\*4左) 非常ノコト。

(\*5左) ヲレハ堯舜ノノ孝弟仁義ノノ中庸ノ道ヲ、トノリ行フホトニ。

## 為之矣

司馬溫文正公、素隱行怪、謂處心發論。務趣幽隱、使人難知。

力行譎怪、使ノ人難及。皆非中庸(550)。

## 君子遵道而行半塗而廢吾弗能已

(\*1右) 君子ノ道力、ケツカフト存シテトリ行ヒ、精力タラス

シテ、半分道テヤメル、カ羊ノ人ハ世間ノ二ハ有フカ。

コレハ、サヤウナルコトハイタサヌ。死ヌマテハツト

メルト申スコト。

遵道而行ト云カ、ヤハリ中庸ナリ。

(\*1左) ソレカ半途ニシテ廢スレハ、カハルナリ。ノ中庸二ハ

アラサルナリ。

(\*2右) 論語、中道(56)同。

(\*2左) 精力足ラスシテ、半分道テヤメル氣ハナケレトモ、ノ

ト、カスシテヤメルカ、ワレハ決シテヤメヌ。

(\*3右) 死而後已ノ所ナリ。

## 矣

12才

表記、小雅云、高山仰止、景行行止。子曰、詩之好仁如此。鄉道行、中道而廢、妄身ノ之老也、不知年數之不足、俛焉日有孳

孳、斃而后已。註、論刀極罷頓不能ノ復行則止也(57)。論語、

力不足者、中道而廢。今汝畫(58)。

曾子制言、天下無道、循道而衡塗而憤(59)。

## 君子依乎中庸遯世不見知而不悔

(\*1右) 君子ハ、カハラス、イツマテモ中庸ノ道ニ依テヨル。

ソレユイ、テレン、ツイシヤウヲシテ、立身ノ出世ス

ル羊ナルコトハ致サヌ。世ヲ遯レテ、人力知テ用テク

レヌトテ、ソレヲウラミモ後悔モノセヌ。ソレハ聖人

テナケレハ能スルコトハテキヌ。聖人力能スルホトニ、

コレハ孔子サマカ世間ノノ(\*1左) 人ハヨクスルコ

トハ出来ヌ。コレハカリハ前段ノコトヲ能スルト仰セ

ラル、コトナリ。

論語、依於仁、又三月不違仁、依違反對、依者不違也(60)。

文言、初九潛竜勿用、何謂也。子曰、竜徳而隱者也。不<sub>カサレ</sub>易于

世、不成乎名、遯ノ世无悶、不見是而无悶。大過大象、澤滅木、

大過。君子以獨立不懼、遯世／无悶<sup>(61)</sup>。論語、人不知而不愠、不亦君子乎<sup>(62)</sup>。

### 唯聖者能之

12ウ

### <sup>(63)</sup><sup>\*1</sup> 君子之道費而隱

(\*1右) コレヨリハ、道ハ小ナル所ニモ、アルモノシヤト。道

ニ大小アルコトヲ仰セラル、ナリ。

(\*1右又) 費ノ字、古ヨリ讀メカ子ル字ナリ。費ノ字アキラカ

トヨム字ナリ。噴、費通用。詳于／九經談<sup>(64)</sup>。君

子ノ道至テアキラカナルモノアリ。又隱微ニシテ知

レニクキ所モアルト云コト。

(\*1左) 淮南子地形訓、扶木在陽州、日之所噴。注、扶木扶桑

在湯谷之南噴、／猶照也。陽州東方。噴音費。字書、

噴與晡同、晡日光也<sup>(65)</sup>。

隱ハ隱微ニシテ言小也<sup>(66)</sup>。哀十六年左傳、其徒微之。

注、微匿也。釈詁曰、匿／微也。舍人曰、匿藏之美也。

郭璞曰、微謂逃藏也。左傳曰、其徒微之。是／也。是

微有隱匿之義、隱亦有幽微之義也。毛奇齡曰、道原有

是頭／著、即謂之費、道原有是隱微、即謂之隱<sup>(67)</sup>。

### <sup>\*1</sup> 夫婦之愚<sup>ニモ</sup> 可以與知焉及其至也<sup>\*2</sup> 雖

(\*1右) 匹夫匹婦ト云処ヲ夫婦ト云ハ常ノコトナリ。集註大ニ

非ナリ。匹夫匹夫ニモ、アツカリシレル／所カアル。

(\*1右又) 匹夫匹婦ノ愚ナルモノニモ知レルコトカアル。親ヲ

大切ト／云コトヲ知ラヌモノハナイ。

(\*2右) 至極微妙ナル処ニ至テハ、聖人テモ知／レヌコトカア

ル。先務ヲ急ニスル故ナリ。( \*3右) 孟子、堯舜之

知不徧物、急先務也<sup>(68)</sup>トアリ。莊子、六合之外、聖

人存而／不議トアリ<sup>(69)</sup>。

13オ

### 聖人亦有所不知焉<sup>\*3</sup>

### <sup>\*1</sup> 夫婦之不肖可以能行焉及其至

(\*1右) 匹夫匹婦ノ不肖ナルモノニモ行フコトノテキル処カア

ル。親ノ前へ出テ、頭ヲ下ルコトハタレニモ／知テテ

キル。左傳、夫婦辛苦墊隘、無所底止也、又云民人苦

病、夫婦皆詛<sup>(70)</sup>。

### 也<sup>\*1</sup> 雖聖人亦有所不能焉

(\*1右) 聖人テモ、天地ノ間ニ困窮人難義ヲスルモノ、ナイ

ヨウニハ、ナラヌナリ。

何ホトノ大聖人テモ、何處ノ奥山ニ難儀シテ居スルモ

ノ、アルマイモノテモナノイ。堯舜ノ如キ聖人テモ、

中中一シルモノテナイカラ、此聖人亦有所ノ不能焉

ノ語ハ、匹夫匹婦ノ其処ヲ不得モノアルマイモノテモ

ナイト云処テ云タモノ。

皐陶謨云、皐陶曰、都、在知人、在安民。禹曰、吁、咸若時、

惟帝其難之<sup>(71)</sup>。

論語、博施於民而能濟衆、堯、舜其猶病諸。又修己以安百姓。

堯、／舜其猶病諸<sup>(72)</sup>。

### 13ウ

ヲタカエニ、此天地ノ間ニヨリテ、天地カ小ト云テ、ウラムモ

ノハナイ。コレハ天地ノ德テノ云タモノシヤ。雨フレハ長雨カ

フルト云テウラム、日テリスルト日テリスルト云テウラム。

君牙、夏暑雨、小民惟曰怨咨。冬祁寒、小民亦惟曰怨咨<sup>(73)</sup>。

### 天地之大也人猶有所憾<sup>\*1 \*2</sup>

(<sup>\*1</sup>左) ナヲトハ、ヤムヘキノコトハ。／ウラミンハズタカト

云義ナリ。

(<sup>\*2</sup>下) 然況、聖人之德哉畧。

### 故君子語大天下莫能載焉語小天<sup>\*1 \*2</sup>

(<sup>\*1</sup>右) ソレシヤカラ、カルカ故ナリ。君子ノ道ノ大ナル処ヲ

カタリトケハ、天下ニノセラレヌホトノ大キイ。

(<sup>\*2</sup>左) 道ノ小サキ隱微ナルトコロヲカタリ説ハ、二ノツニ

ワルコトモナラヌ羊ニノチイサイ。

### 下莫能破焉

堯典、光被四表、格于上下。説命、保衡、佑我烈祖、格于皇天

(74)。

君奭、成湯受命、時則有若伊尹、格于皇天。在大戊、時有若伊

陟、臣扈、格于上帝<sup>(75)</sup>。論語、子曰、大哉。堯之為君也。巍

巍乎。唯天為大、(<sup>\*1</sup>左) 德ナリ。

### 14オ

唯堯則之<sup>(76)</sup>。( <sup>\*2</sup>左) 德ナリ。

此章詳九經談。

### 詩云鳶飛戾天魚躍于淵言其上<sup>\*1 \*2</sup>

### 下察也<sup>\*3</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 道ヲサス。／聖人ノ道。

(<sup>\*2</sup>右) 天

(\*3右) 地77

(\*3左) 天地二至テアキラカニナリノタルナリ。天地位ノ所ナリ。

此八道ノ大キイ所ヲ云。聖人化育ノ道ヲ得テ、天ヲ飛鷹ノモ生育シ、淵ニヨトル魚モ聖人ノ化ヲ得テ生育スルノホト、道ト云モノハ大キイモノシヤト云処ヲ、云タモノシヤ。

大哉。聖人之道。洋洋乎發育萬物、峻極于天78。(下小字双行)陰陽調フヤウニナルカ天ニ至ルナリ。ノ山崩レス、川ツキサル所力地ニ至ルナリ79。

又開卷ニモ、致中和、天地位焉、萬物育トアリ。ソレハ鷹飛戻天ノコトナリ80。

唯天下至誠、為能盡其性。能盡其性、則能盡人之性。能盡人之性、則能盡物之性。能盡物之性、則可以贊天地之化育。可以贊天地ノ之化育、則可以與天地參矣81。

### 君子之道造端乎夫婦及其至也\*1

(\*1右) 君子ノ道ハ、ハシマリヲ匹夫匹婦ノ輕キ愚ナルモノニモ出来ル処カラハシメル。匹夫匹ノ婦モ親ニ頭ヲサケル位ノコトハ知テヨル。此匹夫匹婦ニ始ノ義ナリ。

(\*1左) 此章八道ニ大小ノアル処ヲイツタモノシヤ。

14ウ

前ノ察于上下ノ所、書出シ、書キヨハリヲ、ク、リタルナリ。造端道ノ小ナルヲ云。察乎天地ハノ道ノ大ヲ云。スヘテ道ニ大小アルコトヲ云ナリ。

### 察乎天地

子曰道不遠人人之為道而遠人不

可以為道\*1

前章八道ノ大小ヲ論シ、此章八道ハ人ノ性情ニ近キヲ論スルナリ。率性ノ之謂道ノ道ノ解ナリ。道ハ人ニ遠クナイ。近イ物シヤト云ヲ論スルナリ。桓ノ寛力孟子ヲ⊕塩鉄論ニヒキタルハ外篇ノ語ナリ。今ノ孟子ニハナキナリ。モトハ礼記ノノ道ハ天ヨリ下ルニ非ラス、地ヨリ生スルニアラス、人情ノミト云處ナリ。(遠)(人)佛道ノノヤウナ彝倫ノ愛情ヲ弃ルハ、道テナイ。左道シヤト云ナリ。

(\*1下) ⊕孟子曰、堯舜之道、非遠人、人不知耳82。

詩云伐柯伐柯其則不遠執柯以

伐柯睨而視之猶以為遠故君子以人

### 治人改而止

斧ノ柄ヲ持テ、斧ノ柄ヲキルニ、横目ニタメツケテ見ルトナリ。遠クハアリ／ソウモナイニ、ソレテモナヲ遠イト云ナリ。コレハ別ノ斧ノ柄ヲキル故チカフナリ。／ソレヨリハ人情ヲ以テ、人ヲヲサメルハ遠クナイ。チカイ理ナリ。人間ノ道ヲ以テ／人ヲヲサメルハ、唯一念ノ過ヲサヘ収メサヘスレハヨイ。子弟トシテ子弟ノ道ニソ／ムク。其過ヲ改レハヨキナリ。スヘテ此章ハ遠イト云字ヲ主ニシテ云ナリ。

忠恕違道不遠施諸己而不願亦勿施

### 於人

忠ハ己カ中心ノ誠ヲ人ニツクスナリ。人人皆己カ事ニハ中心ノ誠ヲツクス／ナリ。ソレヲ人ニツクスナリ。恕ハ心ノ如シト書故ニ、己カ心ヲ以テ人ヲ分ル／ナリ。仁ハ人ナリトアリテ、仁ノナシカタキハ、人我ノ隔テアルハカリテ、仁カ

ナシカタキナリ。此忠恕ハ人我ノ隔ヲヤフルモノナリ。能近取譬可謂仁之方也、強恕而行、求仁莫近焉トアリ。違道不遠ト云語ハ緩キナリ。／論語ノ夫子之道、忠恕而已(83)ト云ハ、キヒシキ辞ナリ。此ノ所ハ大学ノ近道ト／云ト同シ。孟子、違禽獸不遠矣(84)ナトノ語例ナリ。

(\*1眉欄) 恕ハ己ヲ推シ／テ人ヲハカルコト。

孟子、強恕而行、／求仁莫近焉。／論語、夫仁者、己欲立而立人、己欲達而達人。能近取譬可／謂仁之方也已。／(15ウ) 仲弓問仁、己／所不欲、勿施／於人(85)。

君子之道四丘未能一焉所求乎子以

事父未能也所求乎臣以事君未能也

所求乎弟以事兄未能也所求乎朋

友先施之未能也\*1

君子ノ道四ト云云ハ、ヤハリ恕ノ道ヲ、ヲシテ云ナリ。家語ノ三恕ト同。／人ニコレヲナセヨト御ス、メナサル、ナリ。

(\*1下) 孔子曰、君子有三恕、有君不能事、有臣而求其使、非恕也。有親不能孝、有子而求其報、非恕也。有兄不能敬、有弟而求其順、非恕也。士能明於三恕之本、可端身矣(86)。

16才

### 庸德之行庸言之謹有所不足

(\*1右) 平日ノ行ト云コト。

(\*1左) 莊子徐無鬼、有怪行之字與庸行對(87)。

(\*2右) 平日ノ言ト云コト。

(\*3右) 行ト云モノハ、ツトメタラヌモノノシヤカラ。

(\*3左) 行

(\*4左) 不及

### 不敢不勉有餘不敢盡言顧行

(\*1右) ナリタケ、ツトメツトメ子ハノナラヌ。

(\*2右) 言語

(\*2右又) 言ト云モノハ出スキルモノシヤカラ、ノツクサヌ羊

ニスルカヨイ。

(\*3右) 過

(\*4右) 口上ニ出スニモ出来ヨフノカトカヘリミル。

### 行顧言君子胡不慥慥爾

(\*1右) 行モ又口上ノ通りニ出ノ来ヨフカトカヘリミル。

(\*2右) 君子ノ德ハ、ウハツイタコトテハナラヌ。シツカリト、

セ子ハナラヌ。

(\*3左) 鄭玄云、実ヲ守ル兒トトケリ(88)。シツカノリトスル

コト。ソレ故ニ后世ノ證文ニモノタシカニト云字ニ、ツカフタ。

文言、龍德而正中者也。庸言之信、庸行之謹。ノ荀子不苟、庸言必信之、庸行必慎之。ノ孟子、經德不回、非以干祿也。言語必信、非以正行也。○論語、古者言之不妄出、耻身之不逮也、又云君子欲訥於言、而敏於行、又云仁者、其言也訥。訥、為之難、言之得無訥乎(89)。

### 君子素其位而行不愿乎其外

素、僚ト通ス。鄭玄向也ト解リ。チカヘナハ。テマイノ位ニムカツタ処ニテ、トリ行フ。此説ノ是ナリ。后世ノ説ナレハ雅素トヨム。非ナリ。此説ナレハ高位ニナリテモ、ヤハリ高位

16ウ

富貴モトヨリ我ニアリト思テヨルト云説、非ナリ。



素富貴行乎富貴素貧賤行乎

(\*1右) 富貴ニムカヘハヤハリ道ヲ富貴ニ行フ。

(\*1左) 曲礼云、富貴而知好礼、則不驕不淫。貧賤而知好礼、

則志不懾(90)。

論語、貧而無諂、富而無驕、貧而樂道、富而好礼(91)。

(\*2下傍注) 道畧。

(\*3右) 貧賤ナレハ、貧賤ノ中テ道ヲト力行テヨル。

貧賤素夷狄行乎夷狄素患難

(\*1右) 夷狄ヘ、マイツタレハトテ、ヤハリ夷狄ノ中テ道ヲ

ト力行テヨル。

(\*2右) 十二義ナレハトテモヤハリノ十二義ノ処ニ安シテ、道

ヲト力行テヨル。

行乎患難君子無入而不自得焉

(\*1右) 小人ハソレソレニ患難貧賤ニ安セヌカ、君子ハ、イツ

レテモノ自得シテ道ヲト力行フナリ。

兼山、良、君子以思不出其位。曾子曰、君子思不出其位(92)。

孟子、士窮不失義、達不離道。窮不失義、故士得己焉。達不離

道、故民不失望焉。古之人、得志、澤加於民。不得志、修身

見於世。窮則獨善其身。達則兼善天下(93)。

論語、居處恭、執事敬、與人忠。雖之夷狄、不可棄也。又、言忠信、行篤敬、

17才

雖蠻貊之邦行矣(94)。

患難窮苦ノ中ニアツテ、道ヲ行フコトハ、明夷ノ卦ニ、内文明

而外柔順、ノ以蒙大難、文王以之。内難而能正其志、箕子以之

(95)。

在上位不陵下在下位不援上

(\*1右) 君子

(\*2右) 驕慢ノ心ナキナリ。

(\*3左) テレン、ツイシヤウシテ、ノホル羊ノナコトハセヌ。

(\*4右) ヨジ引テ、トリツイテ、ノホル羊ナコトハセヌ。

(\*4右又) 諂諛ノ心ナキナリ。

反援分用人情ト云モノハ、テレンシテ、トリイルコトカテキヌ

ト、キツトソムク。

コレヨリ以下ハ不援ノ解ナリ。

正己而不求於人則無怨上不怨天

(\*1右) 貧窮窒塞スルトモ、命ヲ知レハナリ。

### 下不尤人<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>下) 論語、子曰、不怨天、不尤人。下学而上達。知我者其

天ノ乎。孟子云、君子不怨天、不尤人<sup>(96)</sup>。

荀子榮辱云、自知者不怨人、知命者不怨天。怨人者窮、怨天者無志。ノ失之己、反之人、豈不迂乎哉。

17ウ

### 故君子居易以俟命小人行險以徼<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup><sup>\*3</sup><sup>\*4</sup><sup>\*5</sup>

(<sup>\*1</sup>左) 孟子盡心二、君子行法、以俟命而已矣<sup>(97)</sup>。

(<sup>\*1</sup>左又) 韓非、八難有難行之字與易行對<sup>(98)</sup>。

(<sup>\*2</sup>右) 平易ノ行ナリ。

(<sup>\*2</sup>右又) 平易ノヤスキ処ニ居テ、人道ヲノトリ行テ。

(<sup>\*4</sup>右) 地獄ノ上ヲ一足飛ト云羊コト、ノ首ノ飛羊ナルコトナ

リ。アヤウイノコトヲシテ、コホレサイハイヲモトメ

ノルナリ。

(<sup>\*5</sup>左) 求ナリ。

(<sup>\*5</sup>左又) 徼ヲウカ、ヒ求ルト云ヤ、カスメトルト云コトトス

ルノハ、アヤマリナリ。

### 幸。以上子思ノ語ナリ。

俟命二義、本篇君子居易俟命。孟子、君子行法、以俟命<sup>(99)</sup>。

大戴礼衛將ノ軍文字、易行以俟天命、居下位而不援其上。介山

子推之行也<sup>(100)</sup>ト云ハ謂富ノ貴ナリ。本篇二、大德必受命、

阜陶謨、天命有德、五服五章哉。大德アノレハカレヨリ與ルヲ

云ナリ。命ノ字福祿ヲサスナリ。

孟子、夭壽不貳、脩身以俟之、所以立命也。此命、統言死生窮

達ノ貧富貴賤<sup>(101)</sup>。論語所謂死生有命、富貴在天者也<sup>(102)</sup>。

曾子本孝、孝子之事親也、居易以俟命、不與險行以徼幸<sup>(103)</sup>。

○左傳哀ノ十六年、以險徼幸者、其求無厭。杜云、險猶惡也。

成十三年、呂相絶秦辭。ノ徼福于先君獻、穆。徼求也。左氏求

福多作徼、徼幸之徼亦與此同<sup>(104)</sup>。

18オ

コレヨリ孔子ノ語ナリ。此一段ハ前段ノ正己而不求於人、則無怨

ト云■ノヲウケテ、孔子ノ語ヲ引タルナリ。

### 子曰射有似乎君子失諸正鵠反求<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

弓イルハカリハ、君子ニ似タルモノシヤ。射イルトキノ心モチ

ハ、君子ニノ似テイル。イカントナレハ、メシルシカ、ハツレ

ルト、ヨシ手カワイルトカ、ノハナレカワイルトカ、皆我身ニ

立モトリ、身ヲセメル。マシテ人ヲ怨ミセメル羊ナ心ハナイカ

ラ、弓ノイルトキノ心モチハ、君子ニ似テヲル。

(\*1左) 正鵠トモニ小鳥射ニクキノモノ故、カクナリコウコク

トノ云トキハ白鳥ノコト。

(\*2右) 上不怨天下ノ不尤人。

### 諸其身

論語、子曰、君子求諸己、小人求諸人。孟子曰、愛人不親、反

其仁。治人不治、反其智。礼人ノ不答、反其敬。行有不得、皆

反求諸己。其身正而天下歸之 (105)。

射義、射者仁之道也。射求正諸己、己正而后発、発而不中、則

不怨勝己者、反求諸己而已矣 (106)。

### 君子之道辟如行遠必自邇辟如登高

大学ノ八條目ノ例ト同ク其本ヲトクナリ。ノ本ハ近ナリ、卑ナ

リ、家ナリ。

(\*1左) 國天下

(\*2左) 家

(\*3左) 國天下

### 必自卑

(\*1左) 家

(\*1下) 射義云、射者、進退周還必中礼、内志正、外體直、然

後持弓矢ノ審固。持弓矢審固、然後可以言中、此可以

觀德行矣。又云ノ心平體正、持弓矢審固。持弓矢審固、

則射中矣。

孟子曰、身不行道、不行於妻子。使人不以道、不能行於妻子。

又云、天下之本在國、國之本在家、家之本在身 (108)。

大雅、刑于寡妻、至于兄弟、以御家邦 (109)。

君陳云、孝乎。惟孝、友于兄弟、施於有政 (110)。

漢書劉向傳、向以為王教由内及外、自近者始。故採詩書所載、

賢妃貞婦、ノ興國顯家可法則及孽嬖乱亡者、序次為列女傳凡八

篇 (111)。

18ウ

### 詩曰妻子好合如鼓瑟琴兄弟既翕

(\*1右) 笛ト瑟トテモ和スレトモ、絲絲トノ和スルニハ、シカ

サルヲ云ナリ。

(\*2右) 二十五弦

(\*3右) 五弦

### 和樂且耽宜爾室家樂爾妻帑子

(\*1右) タノシミノフカキコト。耽樂飲酒ト云トキハ、ワルイ

コト、此ハヨイコトシヤ。

(\*2左) 妻

(\*3左) 夫

### 父母其順矣乎<sup>\*1 \*2</sup>

(\*1右) 此八前ノ詩ヲ贊美シテ解ケリ。妻子好合、兄弟和睦、

一家内カムツマシクハ、サソノ両親ハ説ハル、テアラフト申スコトテ、其順矣乎ト云タルナリ。順ハ逆ニ對スル辞ニテノ逆ナラサルヲ云ナリ。

(\*2左) 下文二十章、不順乎、親不信乎、朋友矣云云、此順ハ

キニイルコト。サスレハソレノ父母ノヨロコフコトニナルナリ。順ハ逆ノ反ニテ、子ノスル処力親ノ心ニサカラハ子ハ、ノ必父母カヨロコフナリ。孟子、舜為不順於父母、如窮人無所歸。又舜ノ好色、富貴無足以解憂者、惟順於父母、可以解憂<sup>(112)</sup>。

孟子、不得乎親、不可以為人。不順乎親、不可以為子

<sup>(113)</sup>トアリ。

孟子、信於友有道、事親弗悅、弗信於友。悅親有道、

反身不誠、不悅ノ於親矣<sup>(114)</sup>トアリ。

19才

前章ノ妻子兄弟和合シテ、父母ノ氣ニイルト云モ、モト己力誠アル故ナリ。誠ヨリ行故ニ和合スルナリ。不可遺マテハ微ナリ、誠ナリ。使天下之人以下ハ顯ナリ、不可揜ナリ。鬼神ハイリ用ナリ。微之顯ヲ主ニ云所ナリ。ノコレヨリ鬼神ヲカリテ微之顯、誠

之不可揜ノコトヲ説ク。何モ鬼神ノ徳ヲ説ニアラス<sup>(115)</sup>。

此一章ハ微之顯云云ヲ、鬼神ヲ假リテ、タトヘタルモノシヤ。

### 子曰鬼神之為德其盛矣乎

視之而弗見<sup>\*1</sup>聽之而弗聞<sup>\*2</sup>體物而不可<sup>\*3</sup>

遺<sup>\*4</sup>

(\*1右) 無形<sup>(116)</sup>

(\*2右) 無聲<sup>(117)</sup>

(\*3右) 孟子、罔民而可為也ノ同ノ例ノ文法ナリ<sup>(118)</sup>。

(\*4右) 視ヨリ此ニ至テ微ナリ、誠ナリ。

體物而不可遺<sup>(119)</sup>萬物ニ鬼神カ体シテ、草木ナラハ花ヲサカセル。

人間ノテモ今日生テヨル処カ、物ニ鬼神カ體シテコサル処<sup>(119)</sup>、

草木人間ノ方ノカラ鬼神ヲステ、ノコサレヌト云説、此一説サ

レトモ非ナルヘシ。

正説ハ、カ羊ナリ。サテ鬼神ト云モノハ、無形無聲ナルモノ故、

今ノ淺草ノノ觀音サマヤ目黒ノ不動様ノ羊ニ、象ヲコシラヘテ

後、後ヘノコサレヌトノ云コトナリ。

### 使天下之人齊明盛服以承祭祀<sup>\*1 \*2</sup>

(\*1眉欄) 祭統、夫祭者非物自外至者ノ也、自中出生於心ノ者

也。心忱而奉之以礼。／又云、身致其誠信、誠信／之謂盡、盡之謂敬、敬／盡然後可以事／神明、此祭之道也。

(\*2右) 顯ナリ。／不可掩／ナリ。

(\*2左) サカンナル兒。

19ウ

洋乎如在其上如在其左右

詩曰神之格思不可度思矧可射

(\*1右) 誠ニ感シテヲ出ナサル、処。

(\*2右) 人ノ意ヲ以テ、知レルコトテハナイ。マシテ、／トウシテコサラレヌ羊ニ、サレマシヤウ／ヤト云コト。

思夫微之顯誠之不可掩如此夫

(\*1右) ナニホト、カスカナルコトテモ、カクシヨ、サレルモノテハナイ。

(\*1左) 孝弟忠信内ニアレハ、必微ナリトモ、アラハレテ不可掩ナリ。

(\*2右) マコトノヨイコトカアレハ、自然ニアラハレル。

繫辭、神無方而易無体。又云、陰陽不測之謂神。說卦、神也者、妙萬ノ物而為言者也。祭義、子曰、其氣發揚于上、為昭明、焄

蒿、悽愴、此百物之／精也、神之著也(120)。孔子問居、地載神氣、神氣風霆、風霆流形、庶物露／生(121)。鬼神ノ無形無声ナレトモ、感格スレハ顯ル、コトヲ云。鄭玄、朱熹ノヨル所ナリ。

繫辭、曲成萬物而不遺。○大學云、視而不見、聽而不聞、食而不知其味。

老子、視之不見名曰夷。聽之不聞名曰希。搏之不得名曰微。○又云視

20オ

之不足見、聽之不足聞、用之不足既。淮南子原道訓、視之不見其形、／聽之不聞其声、循之不得其身。

右伊藤長胤中庸發揮釋所引證、乃翁仁齋先生ノ説。

下文知遠之近、知風之自、知微之顯、可與入德矣(122)。

前二所求乎子以事父、未能也カ孝ヲトク所ナリ。

此ハ初メ二順父母之章ニ孝ヲ説キ、其次ニ父母二ハ其順矣乎ト云

処ヲ承、誠ヲトキ、／此ニ至テ乃以前ノ孝道ヲ承テ、孝道ヲ説ク。

此ハ舜ノ大孝ヲトキ、次章ニ／至テ武王周公ノ大孝ヲ説ク処ナリ。

礼祭ノコトヲトクハ、孝ノ枝葉ナリ。

子曰舜其大孝也與

コレハ舜ノ大孝ヲ御ホメナサル、処。孟子ニモ舜ノ大孝ヲホムル処、兩處アリ。

孟子離婁二、大孝終身慕父母、五十而慕者、予於大舜見之矣。

又舜盡事親之道、而瞽瞍底豫。瞽瞍底豫而天下化。瞽瞍底豫而

天下之為父子者定。此之謂大孝<sup>(123)</sup>。

舜ノ大孝ハ只一人ノ孝ニアラサル故ニ大孝ト云リ。一ハ生父母

ヲ慕フ処ノヲ以テ大孝トノ玉ヘリ。孟子ハ兩義アレトモ、此ハ

サヤウニハアラス。聖人ノ聖ノ字ノ義ハ物ニ通知ノ稱ナリ。

20ウ

### 德為聖人尊為天子富有四海之内<sup>\*1</sup>

(\*1右) 聖、コレハ至誠變化ヲ云ナリ。孟子、大而化之謂聖、

中庸孟子同説。一タイノ字ノ義ハ通知ノ稱ナリ。

左傳昭德八年、大德必百世祭ト同シ。(眉欄) 昭公八年、ノ臣

聞、盛徳ノ必百世祀<sup>(124)</sup>トノナリ。

### 宗廟饗之子孫保之

上文ノ大孝ト至徳トヲ受テ云。

### 故大德必得其位必得其祿必得其

### 名必得其壽<sup>\*1</sup>

(\*1右) 堯舜堯舜ト天下ノ人ニ呼ル、羊ニナル。

(\*2左) 百十三歳

此ヨリ喻ナリ。而説アリ。

### 故天之生物必因其材而篤<sup>\*1</sup>

(\*1右) 天ヨリ物ヲ生スルハ、松ヤ杉ハ、生長シ大木ニナル。

梅ヤ桃ハ、サノミ大木ニモナラヌ。長壽モノ得ヌナリ。

人ノ少徳ノモノハ少徳ヲ得、大徳ノモノハ大徳ヲ得ル

ナリ。小材ノ木ハノ小材ノ陰陽雨露ヲ得テ小長ス。大

材ノ木ノ大材ノ陰陽雨露ノウルヲ得テ大ニ生

長スルナリ。

21オ

小材ノ小長スルモ、大材ノ大長スルモ皆根ニヨルナリ。大モ其

通り。小徳大徳ノタカノヘカアル。悉ク先祖ノ徳ヲ受テ、人ハ

今日ラスコスモノシヤ。王公貴人已徳アレトモ、ノ先祖ノ宿徳

ニヨツテ、尊位ニツイテイラレルナリ。**因其材而篤**昭公四年左

傳、篤ノ其毒、而罰之<sup>(125)</sup>、又ノ説ハ、其人カ善人ノナレハ

其善ニツイテ幸ヲ厚シ、悪人ノナレハ其惡ニツイテ惡ヲ厚スル

ナリ。ノ此説ニテモ又可ナリ。

### 栽者培之傾者覆之<sup>\*1 \*2 \*3</sup>

(\*1右) ソタツモノハ。

(\*1左) 此有徳之者。

(\*2右) スマナリ。

(\*3左) 此無德者。

### 詩曰嘉樂君子憲憲令德宜民<sup>\*1 \*2 \*3</sup>

(\*1右) 詩作假、可從本篇詩經アヤマリナリ (126)。

(\*2右) 詩作顯、顯明也。當從詩經本篇非也 (127)。

(\*3左) 民百姓ニモ宜シク。

### 宜人受祿于天保佑命之自天<sup>\*1 \*2</sup>

(\*1右) 士以上ノコト、士以上ニモヨロシヘ。

(\*2左) 舜、匹夫カラ天子ニナラレタカラ、此上モナイ。其上

二天ヨリカサ子カサノ子、幸ヲ得ルナリ。

### 申之

21ウ

### 故大德者必受命<sup>\*1 \*2</sup>

(\*1右) コレ一番大ナル所ヲ云ナリ。

(\*2右) 天

臯陶謨云、天命有德、天討有罪 (128)。

裁者培之、天命有德之譬、傾者覆之、天討有罪之譬。所主在天

命ノ有德、故栽培是主、傾覆是客 (129) ナリ。

益稷、禹曰、安汝止、惟幾惟康、其弼直。惟動不<sup>テヲ、イニラフルマツテ</sup>應<sup>レ</sup>。侯<sup>志</sup>

以昭受<sup>ケン</sup>上ノ帝、天其申命<sup>スルニセン</sup>。用<sup>レ</sup>休<sup>ヲ</sup> (130)。

武王周公ノ孝道ヲ説ク処。サテ從來ノ天子ニハ、コトコトク憂カアル。堯舜ニハ其子ノ丹朱商均ノ不肖ノ子アリ。禹ノ父ハ鯀ハ殛死シ、湯長子ハ死タリ。文王ハカリハ憂カナイ。ノ其他唐太宗ノ嫡子三男トモニ二男ニコロサレタ。佛ハ大闢間ノ世界ト云タカ、チカイナイ。皆力ノケタカアツテ、十分ニハイカヌモノシヤ。

### 子曰無憂者其惟文王乎

繫辭、易之興也。其於中古乎。又作易者、其有憂患乎。故其辭危 (131)。

荀子、文王囚於羑里、而作易。周本紀文王、蓋即位五十年、其囚羑里、ノ蓋益易之八卦為六十四卦 (132)。

22オ

太子公自序、昔西伯拘羑里、演周易 (133)。○易ヲ作ルモノハ、憂患アルカト、文王ノコトヲ、孔子ノ仰セラレタ。此ニハ無憂者其惟文王乎ト仰セラル。易ニハノ囚ノ憂ヲ云タルナリ。故ニ經ノ書ニハ、角ツキシタルコトアリ。其言豈一端也乎。各有所當也ト云コトヲ知ルヘキナリ。

### 以王季為父以武王為子父作之子述之<sup>\*1 \*2 \*3 \*4 \*5 \*6</sup>

(\*1右) 王季力王業ヲコシタ人シヤ。

(\*2右) 武王力王業ニ、ノヘシタカツテノ天下トリニナラレタ。

(\*3右) 王季

(\*4右) 王業

(\*5右) 武王

(\*6右) 王業

論語、子曰、述而不作。樂記、知礼樂之情者能作、識礼樂之文者能述。作ノ者之謂聖、述者之謂明。明聖、述作之謂也(134)。

此二章ハ礼樂ヲ云テ、此トハ同シカラサルナリ。

### 武王纘大王王季文王之緒<sup>\*1</sup>

(\*1右) 武成、大王、肇基王迹、王季其勤王家。我文考文王、

克成ノ厥勳、誕膺天命、以撫方夏。大邦畏其力、小邦

懷其德。ノ九年、大統未集。予小子其承厥志(135)。

(\*1左) 上ノ子ノ述ヲ直ニウケテカイタ。

(\*1左又) 闕宮、后稷之孫、實維大王。居岐之陽、實始翦商。

同上、奄有下土、纘禹之緒、至于文武、纘大王之

緒(136)。仲虺之誥、纘禹旧服(137)。

(\*2右) 先祖ノ業

(\*2右又) 先祖ノ業ヲツクハ、是孝道ナリ。

### 壹戎衣而有天下身不失天下之頭

鄭玄曰、衣讀如殷。声之謝也。壹戎、殷壹用兵伐殷也(138)。

武成云、一戎衣、天下大ノ定。傳、衣服也。一著戎服而滅紂

(139)。

### 22ウ

泰誓、朕夢協朕卜、襲于休祥、戎商必克(140)。

康誥、天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命(141)。

左傳宣七年、中行桓子曰、使疾其民、以盈其罪。將可殪也。周

書殪戎ノ殷、此之謂也(142)。

呂氏春秋慎太、親鄣如夏。此之謂至公。高誘註、鄣讀如衣。今

袁州ノ謂殷氏皆曰衣。簡選篇作親殷如周。

同上慎勢、湯其無鄣、武其無岐、雖十全、不能成功。

同上具備、湯嘗約於鄣薄矣、武王嘗窮於畢程矣。

又云、高義、鄣岐之廣也。萬物之順也。從此生矣。

同上分職、無貴乎鄣與岐周、而天下稱大仁(143)。

一戎衣、梅賾偽傳為戎殷。是不知古言者也。康成記注、以衣

為殷、大勝。偽傳、然未知。康誥、壹作殪、誤矣(144)。

一壹殪三字通。衣鄣殷三字通。唐人詩中、寅押支韻、衣服通亦

比例也(145)。

不失天下之頭諸侯テヨリナカラ、天子ヲ亡シタルニヨリ、舜ヲ

稱スル同ノ例ニ書ス。頭名ト書タ他人ナラハ、主殺ノ罪ヲウケ

ルテアラフニ、武王ハ聖人タケニ失ノイソウナモノシヤカ、失

ナハヌト云コト。



尊為天子富有四海之内宗廟饗之

子孫保之

武王未受命周公成文武之德

(\*1右) ヲイテ

(\*1左) 末ハ老年ナリ。武王九十三テ崩ス。韻ヲシテ間モナク

崩ト云。

(\*2右) 大德受命ノ命ヲウケテ書タモノシヤ。

追王大王王季上祀先公以天子之礼

(\*1右) 追王ノコトハ、礼ノ大傳ニアルヲ是トス。

(\*2右) 大王ノ親カラ后稷マテヲ云。コレ以上ハ諸侯ナリ。ノ

ナレトモ天子ノ礼ヲマツルカ孝道ナリ。

斯禮也達乎諸侯大夫及士庶人

(\*1左) 祭ノ事ヲ云故ニ、次ノ■テ礼ノコトヲトクナリ。

(\*2右) 祭喪

(\*3左) 下達

(\*3右) 達トハ、上下古今ニ達スルコトヲ云。

父為大夫子為士葬以大夫祭以士父為

士子為大夫葬以士祭以大夫

期之喪達乎大夫三年之喪達乎天子

(\*1右) 天子諸侯ニハ、期ノ喪ナシ。叔伯父弟ト云ヘトモ、皆

家来ノナリ。故二期ノ喪ナシ。(下部) 大夫ハ三月五

月ノ喪ハツトメヌ。一年ノヨリ以上ハツトメル。期

ノモハノ伯叔父母弟姪ノタクイノ喪ナリ。

(\*2左) 上達

(\*3左) 嫡子ト妻ノコトヲ云。ノ嫡子、実ニ三年ノ喪ヲウケル。

妻ハ一年ナレトモ、ノ後妻ヲメトルニ、三年立子ハ、

后妻ヲメトルコトハノナラヌ。

左傳昭十五年、六月乙丑、太子壽卒。秋八月ノ戊寅、王穆后崩。

晋叔向曰、王一歳而有三ノ年之喪ニ焉。三年之喪、雖貴遂服、

礼也。杜ノ註、天子絶期、唯服三年。故后雖期、通謂ノ三年之

喪(146)。

父母之喪無貴賤一也

父没シテ後、母没スレハ、三年ノモヲツトメル。父存スルトキ

八、期年ナリ。

(自眉欄) 喪服四制云、故父在、為母齊衰期者、見無二尊也。

24才

(147) 此章、礼ノコトヲ解トモ、孝力主ナリ。

### 子曰武王周公其達孝矣乎

(\*1右) 上下古今二通スル孝ナリ (148)。

武成予小子其承厥志。洛誥考<sup>ナシテ</sup>朕昭子刑<sup>ケテ</sup>、乃單<sup>ツクサン</sup>文祖德<sup>ヲ</sup> (149)。

### 夫孝者善繼人之志善述人之事者也

善繼ノ善ノ字、此ノ眼字ナリ。ヲヤシカ悪人テ、其惡ヲウケツ

クヲ繼トハノ申サヌ。ヲヤノ善事ヲヨクツクヲ繼ト云ナリ。易、

蠱有子、考無咎。

### 春秋修其祖廟陳其宗器設其裳

(\*1右) 修復掃除ヲスルコトナリ。

(\*2左) 祭統、水草之菹、陸産之醢、小物備矣。三牲ノ之俎、

八簋之實、美物備矣。昆蟲之異。

### 衣薦其時食

(\*1右) 時節ノハツモノ。

闕宮、春秋匪解、享祀不忒。孝經、春秋祭祀、以時思之。

○郊特性・祭義、春禘秋嘗。○王制・祭統、春禘夏禘秋嘗冬蒸。

24ウ

○大宗伯・小雅・爾雅、春祠夏禘秋嘗冬蒸。

明堂、夏禘秋嘗冬蒸春社秋省 (150)。按、礼文異、如此後世何

取於信乎。ノ予之学、不先三礼為此故也 (151)。

△左傳、重之以宗器。國語、其宮不備其宗器 (152)。

宗器ハ宗廟ノ祭器 (153) ナリ。

宗伯・肆師、展器陳告備。史氏以書序、昭穆之俎簋。

礼器、門外缶、門内壺。罍尊在祚、犧尊在西。縣鼓在西、應鼓

在東。

礼運、禮瓊在戸、棗醢在堂 (154)。

△王制、時薦、春薦韭、夏薦麥、秋薦黍、冬薦稻。

月令、四時、薦薪、薦鮓、薦麥、薦黍、薦合桃。

内則、春宜羔豚膳膏臠、夏宜脔鱸膳膏臊、秋宜犢麋膳膏膋、

冬宜鮮羽膳膏膾。

△周礼、典祀、掌外祀之兆守、皆有域、掌其政令。若以時祭祀、

則帥ノ其屬而修除、徵役于司隸而役之 (155)。春秋修宗廟也。

25才

△周礼、天府、掌祖廟之守藏與其禁令。凡國之玉鎮、大玉器藏焉。

ノ若有大祭大喪、則出而陳之。既畢藏之。註、玉鎮、大玉器、

玉瑞、玉ノ器之美者、締衽及大喪陳之以萃國也 (156)。

書顧命(157)曰、丁卯、命作冊度。越七日癸酉、伯相命士須材。

狄設黼屨、綴衣。牖間南嚮、敷重篋席、黼純。華玉仍几。西序

東嚮、敷重底席、綴純、文貝仍几。東序西嚮、敷重豐席、畫

純、雕玉仍几。西夾南嚮、敷重筍席、玄紛純、漆仍几。越玉

五重、陳寶、赤刀、大訓、弘璧、琬、琰、在西序。大玉、夷

玉、天球、河圖、在東序。胤之舞衣、大貝、鼗鼓、在西房。兗

之戈、和之弓、垂之竹矢、在東房。大輅在賓階面、綴輅在阼

階面、先輅在左塾之前、次輅在右塾之前。陳其宗器也。

△周礼、守祧、掌先王之廟祧、可遺衣服藏焉。若將祭祀、則各

以其服授尸、其廟、則有司修除之。其祧、則守祧黜聖之。

25ウ

既祭、則藏其隋與其服(158)。

按、大祭大喪、其礼同。顧命、大喪而陳諸物、則大祭之時、

亦如顧命所陳明明矣(159)。

## 宗廟之礼所以序昭穆也<sup>\*1</sup>

(\*1右) 昭穆宗廟二モアリ、墓処二モアリ。此二云昭穆ハ、祭

リノトキノ時ノ人ノ事テ云。常ハ南ノ面シテアリ。祭

リノトキハ東面ス。先王、中ニ在テ東面スルト、二代

ハ南ニ向テ昭トナリ、三代(\*1左)ハ北ニ向テ穆ト

ナリ、四代ハ又南ニ向テ昭トナル。南ハアカルキ方故

ニ、南向ヲ昭ト云。北ハクノラキ方故、北向ヲ穆ト云。

是故詩ノ穆穆ヲ深遠トスルモ、ヲクフカク、クラク、

ハカリカタキノヲ云ナリ。此二由テ、アノ人ハ五代ト

カ六代トカ、直ニ知レルナリ。サテ昭穆ノ分ル、所カ

妙ノナリ。子ハ父ノ尸トナルコトハナラヌ。孫ハ祖父

ノ代リニハナラレル。此二亦妙アリ。孫ハ多ク祖父

ニ似タルモノナリ。果実テモ一年澤山ニナルト、次ノ

年ハ少クナルモノナリ。孔子ノ子伯魚ハ不才ナリ。

顔淵カ死スルトキ、顔路ニ對シテ、才モ、不才亦各言

其子也トアリテ不才シヤ。孫ノ子思ハ大聖テアツタ

モノシヤ。

(\*1眉欄) 祭統、夫祭有ノ昭穆、昭穆者ノ所以別父子、ノ遠近、

長幼、親ノ疏之序而無ノ乱也。是故有ノ事於大廟、則

ノ群昭群穆ノ咸在而不失ノ其倫。此之謂親疏之殺(160)。

26才

## 序爵所以辨貴賤也<sup>\*1</sup>

(\*1右) 祭リノトキハ、各格席ヲ以テスハル。ソコテ、タツト

イヤシイカ、ヨクワカル。若イトテモ上ニヨリ、(\*

1左) 老タリトテ下ニヨル。コレヲ見レハ、位ノ高下

カワカルナリ。

### 序事<sup>\*1</sup>所以辨賢也

(<sup>\*1</sup>右) 祭リノトキ、事ヲ執ル人ヲ見テ、其才能ワカル、ナリ。

礼ニ長スレハ、礼ノカタニツカイ、樂ニ長／スレハ、

樂ノ方ニツカイ、皆其人ノエテエテノ役ニスルカラ、

アノ人ハ何ヲ心カケテ学シタト／云コトカ知レル。智

ノアルモノハ智ニツカイ、愚ナルモノハ愚ノ所ニツ

カフナリ。

### 旅<sup>\*1</sup>酬下為上所以逮賤也

(<sup>\*1</sup>右) 祭ノアトテ酒宴カアル。旅ハ、サカツキヲサスコト。

酬ハ、受タサカツキヲ其人ニカヘスコトナリ。下為上

／トハ、常トチカヒ、子弟ノ方カラ親ノ方ヘサスコト。

外サマノ子弟ナレハ、外サマノヲヤヘサス。御(<sup>\*1</sup>

左) 家門ナレハ、御家門ノヲヤヘサスナリ。

### 燕毛<sup>\*1</sup>所以序齒也

(<sup>\*1</sup>右) 外サマ大名ノヨルトキハ、格席ヲ以テスハラ子ハナラ

ヌ。祭リヨハリ、外サマカ販リ、同姓ノ(<sup>\*1</sup>左) 親

類中ヨリテ、酒宴ノセツ八年ヨリカ上ニタツ。コノト

キハ位ノ高下ヲ以テハ、セサルナリ。

以上、貴賤賢不肖親疎ヲワカツナリ。

### 踐<sup>\*1</sup>其位行其礼<sup>\*2</sup>奏其樂<sup>\*3</sup>敬其所尊<sup>\*4</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 先祖

(<sup>\*2</sup>右) 先祖

(<sup>\*3</sup>右) 先祖

(<sup>\*4</sup>右) 先祖ノタツハレタ<sup>(161)</sup>賢者ノヲハ、タツトヒ。

26ウ

### 愛<sup>\*1</sup>其所親事<sup>\*2</sup>死如事生事亡如事

(<sup>\*1</sup>右) 先祖ノシタシマレタ親類ノヲハアイシ。

(<sup>\*2</sup>右) 論語、祭如在<sup>(162)</sup>ト同シコト。

(<sup>\*2</sup>左) 哀公十五年左傳同語アリ。芋尹蓋曰、事死如事生、／

礼也<sup>(163)</sup>。

### 存孝之至也

王藻、凡祭容貌顔色、如見所祭者<sup>(164)</sup>。

文王世子、文王之祭也。事死者如事生、思死者如不欲生、忌日

必哀、／稱諱如見親。祀之忠也、如見親之所愛、如欲色然。其

文王欤<sup>(165)</sup>。

郊社之礼所以事上帝也宗廟之礼

所以祀乎其先也明乎郊社之礼禘

嘗之義治國其如示諸掌乎

(\*1下傍注)后土二字省略。

(\*2右)宗廟

(\*2左)春

(\*3左)秋

(\*4右)論語集註是ナリ。鄭玄指示ノ説非ナリ。

(\*5左)示視同字。

27才

論語或問、禘之説、子曰、不知也。知其説者之於天下也。其如

示諸斯ノ乎。指其掌 (166)。

仲尼燕居、子曰、郊社之義、所以仁鬼神也。嘗禘之礼、所以

仁昭穆ノ也。明乎郊社之義、嘗禘之礼、治國其如指諸掌而已乎

(167)。

祭統、故曰、禘、嘗之義大矣。治國之本也、不可不知也。明其

義者君ノ也、能其事者臣也。不明其義、君人不全。不能其事、

為臣不全 (168)。

按、論語之禘、是禘祫之禘、燕居祭統之禘、是禘嘗之禘、朱

喜ノ又引郊禘之禘、涵殺甚矣 (169)。

文言、陰有美含之。以從王事、弗敢成也。地道也、妻道也、臣

道也。地道无成、而ノ代有終也。不言臣妻也 (170)。

左傳、先王居櫛於四裔。不言渾敦、窮奇、饕餮也 (171)。此

不言后土ノ同例也。

孝經。夫孝天之經也、地之誼也、民之行也。天地之經而民是則

之。

中庸ノ此條ヲ見レハ、天下ヲ治メルコトカ、シレルナリ。祭ノ

中二國家ヲサムルノ條カ、コメテアルナリ。ソコテ祭ノ礼

義ヲ明ニ知レハ、天下ヲサメルコトハ、掌中ノモノヲ見ノル

如ク知レヤスイト仰セラル、ナリ。

27ウ

此章ハ古文ノ妙可見モノナリ。此章、九經談詳ナリ。

哀公問政子曰文武之政布在方策

(\*1左)マツリコトハイカ、ト問也。

(\*1左又)⊕人道ノ政ニ、ハヤリ変化スルノハ、地ノノ物ヲ植

レハ、ハヤリ変化スルカ如シ。豆ノヲウユレハ、

直ニ化シテ、豆カハエル。上ノテ花美ヲ好メハ、

下モ莖美ニナルナリ。地ノニ五穀ヲウエレハ、ヨ

クソタツ。地ハ、タトヘニノ云テ客ナリ (172)。

(\*2左)文武ノ政ハ、シキノヘテ、書物ニコサリマス。サリナ

カラ、ノ書物テハイキマセヌ。人次第テコサリマス。賢人ノカアレハテキマス。

方策ハ書物ノコト。方ハ板ナリ。八角六角ニケツルコト。方ト云ハ、カクコトノ少イモノ。字數カ多クノナルト、竹テアンタ、タケスノコニ、書タモノシヤ。方策ノコトハ、周礼、儀礼ニ詳ナリ。

其人存則其政舉其人亡則其政息

(\*1右) 指賢人。

(\*1眉欄) 明史、國有ノ治法、無治人。

(\*2左) 繫辭、神而明之存乎其人。又苟非其人、道不虛行。論語、子曰、人能ノ弘道非道弘人(173)。下文云、礼儀

三百、威儀三千、待其人然後行。故曰、苟不至ノ德、

至道不凝焉(174)。

(\*3右) 文武之政

(\*4右) 指賢人。

人道敏 政地道敏 樹 夫政也者蒲

(\*1右) (主) (175)

(\*1左) 人間ノ道

(\*2右) 此章挿解ノ法(176)ナリ。政ヲナスコトヲ中ニ置テ挿解シタルモノナリ。世人ノ知ラサルノ所ナリ。

(\*3右) ⊕ (177)

(\*3左) 敏ハハヤキナリ。人道ハ上ヨリ号令ヲヨクスレハ、敏ク變化スルナリ。

(\*4右) (客) (178)

(\*5右) (主)

28才

盧也

(\*1下) 蒲盧ハ、似我蜂ノコト。菜虫ヤ、ナニカラクハヘテキ

テ、テマイノ子ニスルトテ、ノ似我ヨ、我ニ似ヨト申スニヨリ、似我蜂ト申。詩經、螟蛉有子、蜾蠃負ノ之。

教誨爾子、式穀似之(179)。

蒲盧ハ變化也。化育ナリ。國語二ハ、ハマクリノコトヲ蒲盧ト

シタ。吳語、所謂太ノ夫種曰、今吳民既罷、而大荒荐飢、市無赤米、而困鹿空虛、其民必移熟ノ蒲盧於東海之濱(180)。夏小

正十月、玄雉入於淮、為蜃。蜃者、蒲盧也。ノ九月、雀入於海

為蛤。蓋有矣、不常入(181)。

家語、天道敏生、人道敏政、地道敏樹。夫政者蒲盧也。待化而ノ成トアリ。待化而成ノ四字最覺明白(182)。

# 故為政在人取人以身修身以道<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup><sup>\*3</sup><sup>\*4</sup><sup>\*5</sup>

(<sup>\*1</sup>右) マツリコトヲスルニハ、賢人テナケレハナラヌ。

(<sup>\*2</sup>右) 賢人

(<sup>\*3</sup>左) 賢人ヲトルニ、テマイノ身ヲ治メ子ハナラヌ。治ラ子

ハ、賢人ノハ從ヘマセヌ。無道シヤト、ニケカクレマ  
ス。

(<sup>\*4</sup>右) 脩ハ、ホシシノコト。ノホシカタメタ肉ノコト。

(<sup>\*5</sup>右) 礼義

## 修道以仁<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>左) 善心

(<sup>\*1</sup>下) △ 道ノ礼義ヲ修ルニ、善心ノ一ニアル。善心カナケ

レハナラヌノナリ。出来ヌナリ。アトノ仁トハチカフ  
ナリ。

28ウ

## 仁者人也親親為大義者宜也尊<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 此亦挿解ノ法<sup>(183)</sup>シヤ。仁義礼ノ三字ヲ挿テ、解タ

ルモノナリ。此古文ノ法シヤ。

(<sup>\*1</sup>右又) 仁ハ人ナリ。人ヲ愛シ、人ヲ善ニスルカ仁シヤ。仁

ヲスルハ、一番ノ近道ハ親類ヲシタノシムカ第一番

シヤ。親親為大ハ、論語、君子篤於親、則民興於仁  
トアリ。

(<sup>\*1</sup>眉欄) 仁ハ人ナリ。人ノ我ノヘタテアルニヨリテ、仁ナ  
シカタノキナリ。

(<sup>\*2</sup>左) 裁断シテ宜シキニノカナフカ義シヤ。

仁ハ人ナリト解シタハ、誠ニ動力又妙解シヤ。中庸ニツイテ、  
ノ表記、孟子シヤ。仁ハ人ナリトハ、道ト云モノハ、人ト對シ  
合タ処テ、道力出ル。ソコカ仁ノシヤ。則仁ハ諸徳ノ惣名トナ  
ル。○物ヲ商量シテ宜ヲ得ルカ義ナリ。事ノ宜シ上ニ、ノ賢ヲ  
尊フヨリ最第一ノコトハナイ。孟子、尊尊賢賢其義一也。

## 賢為大親親之殺尊賢之等礼<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

### 所生也<sup>\*3</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 次第ハ喪ノ五服テワカル。

(<sup>\*2</sup>左) 賢ヲ尊フノ次第ハ平日ノ五服テワカル。

(<sup>\*3</sup>下) サテ親親ノ次第、尊賢ノ次第、ソレヨリ礼ノ生スル所、  
礼ノ生スル所ハ、天然自然ナルモノ、我子ヲシタシ  
ムト、ヨハヨシタシムトハ、ノカハユシカ、チカフ。  
又今此二大賢人カアルト、自然ニアタマカ、サカリノ  
マス。ソレ礼ノ生スル所ハ、親親ノ次第尊賢ノ次第ヨ  
リ出ノルモノナリ。○仁義礼ハ脩身中ノ箇條ナリ。

樂記、礼者天地之序也。皋陶、天秩有礼、自我五礼(184)。殺等秩ナリ。／次第ノ殺等アルヨリ礼ハ生スルナリ。

29才

△表記、仁者人也、道者義也。孟子、仁也者人也、義也者宜也、礼也者履也。智也者知也、信也者実也。合而言之道也(185)。

△荀子大畧、親親、故故、庸庸、勞勞、仁之殺也。貴貴、尊尊、賢賢、老ノ老、長長、義之倫也。行之得其節、礼之序也。仁、愛也、故親。義、理也、故行。礼、節也、故成(186)。

仲虺之誥、以礼制心、義以制事(187)。

前段ノ修道ヲ受クルナリ。

### 故君子不可以不脩身思脩身不\*1

(\*1右) 前條、射有似君子ハ脩身也。父母其順矣乎ハノ孝ナリ。

ソレヨリ舜ヤ武王周公ノ孝ヲトキ、ノ武王未受命、大

德必受命ト云フ、皆天道ノノコトニナル。ツマル所ハ、

天ニ皈着スルナリ。

### 可以事親\*1 思事親不可以不知人\*2 \*3

(\*1右) 此ハ、親ヘ孝心ヲツクサ子ハナラヌ。親ニ孝心ヲツク

サフト思フカラニハ、人道ヲノ知リツクサ子ハナラヌ。

(\*2左) 親ニ孝心ヲツクサフト思フ日ニハ、賢人ノ善人ヲ知テ、

尊子ハナラヌ。

(\*3右) 善賢人ノヲ知テ、尊子ハナラヌ。  
(\*3左) 人道ト見ノテモヨイ。

### 思知人不可以不知天\*1 \*2

(\*1左) 賢人善人ヲ知テ尊フ日ニハ、天道ノ善ニ與シ善ヲ助タ

ルト云処ヲ知テ、賢人善人ノヲタツトフナリ。

(\*2右) 天道ノ善ニ與シ善ヲタスケルト云処ヲノ知ラ子ハナラヌ。  
又。

29ウ

### 天下之達道五所以行之者三曰君\*1

(\*1右) 古今上下ハ達スル道力五ツアル。古ヨリ今ニ至ルマテ、

上下トモニ行フ道力ノ三ツアルト云コト。

(\*1左) 仁義礼智信ヲ五常トナスハ、漢ノ董仲舒力初メテ申シ

出シタ。コレハノ五行スキタカラ五ツニシタ。甚アシ

キコトナリ。

### 臣也父子也夫婦也昆弟也朋友\*1

(\*1右) 天下ノ道、皆五常五倫ニツクシタモノシヤ。君テナケ

レハ臣、臣テナケレハ父子、父子テナケレハ夫婦、

夫婦テナケレハ昆弟、昆弟テナケレハ朋友、コレヨリ

外ニハナイ。



之交也五者天下之達道也<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 五者八天下ノ達道テコサツテ、上下古今サヤウテナイト云コトハナイ。

知仁勇三者天下之達德也所以行<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 道ヲ知ルカ知シヤ。道ヲ行カ仁。道ノ行カタクキヲツトメテ行カ勇シヤ。

30才

之者一也<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>下) 之ヲ行フモノハタツタ一、誠ナリ。本心ノ誠テナケレハナラヌ。

或生而知之或学而知之或困而知之<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 生知安行ハ、下文ノ誠者天之道也ト云所ト應スル。利行勉行ハ、誠之者人之道也ト云勉ニノ應シタモノシヤ。

(<sup>\*2</sup>右) 道

(<sup>\*2</sup>左) 五ノ達道ヲサス。ノスヘテ道ノコト。

(<sup>\*3</sup>右) 文武孔子ノ羊ニ学テ、道ヲ知ルモノカ、アリ。

(<sup>\*4</sup>左) 道

(<sup>\*5</sup>左) 無器用テ、クルシンテノ道ヲ知ルモノモアリ。ノ人十

己百之ト云ト同ノシコト。コトクルシンテ学ノ問スル人。

中庸ノ道ノ字ハ、論語ニハ仁ノ字ニナリテヨル。仁者安仁ノ知者利仁トアリ。仁ハ徳ノ總名シヤ。

及其知之一也<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 知ル日ニナツテハ同コトシヤ。

(<sup>\*2</sup>左) 同ナリ。上文ト下文ハ同シカラヌ。

或安而行之或利而行之或勉強而<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 誠之位ヲ得タ人テコサツテ、ナサウトモ、イタサフトモ、思ハサレトモ、無念無心テスル人ノコト。聖人仁者ノ位シヤ。

(<sup>\*2</sup>右) 賢人知者

(<sup>\*2</sup>右又) コレハヨイ、コレハアシイト擇フ人、擇處仁ノ人ナリ。

リ。

(<sup>\*3</sup>左) 庸人

勉而行之己カ情欲テハ、ワルイコトヲシタイカ、其情欲ヲ、コラヘヲサヘテ、善ヲ

30ウ

スル人シヤ。孟子ノ所謂忍性ノ処シヤ。

# 行之及其成功一也<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 功ハ同シコトトモ、行フ所ノ徳ハ違フ。仁説ノ酒ノ譬  
ト同ノシコトシヤ。酒ハサケテモ、味醂、満願寺、劔  
菱ノト、トブロクヤ、ニコリサケトハ、ヨフタアンハ  
イカ、ノチカフシヤ。

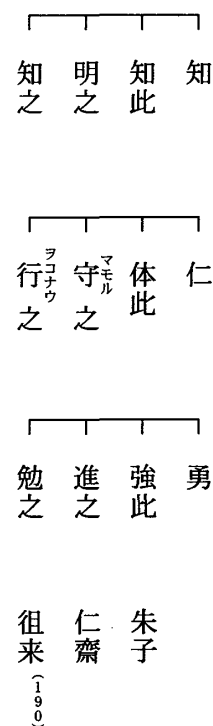
# 子曰好学近乎知力行近乎仁知恥

(<sup>\*1</sup>左) 好学ハ知ニ明ニナルカラ、知者ノ部類ナリ。  
(<sup>\*2</sup>右) 知者ニ至ラストモノ知ニ近イ。  
(<sup>\*3</sup>左) ツトメハケンテ  
(<sup>\*4</sup>右) 仁者ニ至ラストモノカメ行フモノ故近ノイ。

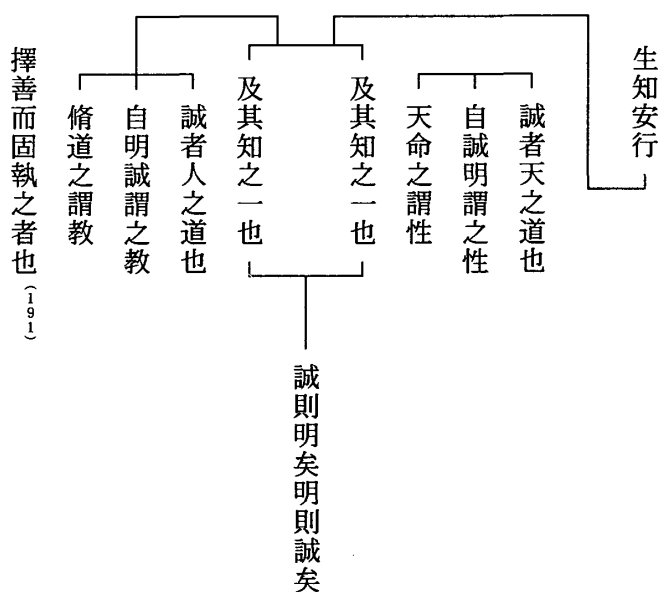
# 近乎勇<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 学問、行ヲ兼、学問モ人ニ及ハヌコトヲ耻、ノ行モ人  
ニ及ハヌコトヲ恥ルコト。  
(<sup>\*1</sup>左) 勇者ニ至ラストモ勇者ニ近イ。  
衛將軍文字、孔子曰、好智則智。孟子、子貢曰、学不厭、智也。  
教不倦、ノ仁也 (189)。

31才



31ウ



三知三行圖

上知聖人位 生知 賢人位 学知 中人学者位 困知 好学之知 下愚 困而不学  
安行 利行 勉行 行力行之仁

王陽明ノ知行合一ハ説命ヨリ出タリ。

説命 行知之難  
非之惟難 (192)

知斯三者則知所以脩身知所以

脩身則知所以治人知所以治人

(\*1右) 三近ヲサス。

(\*1左) 知仁勇ヲサス。

(\*2右) 両説

(\*3右) 我身

(\*4右) 我身

32才

則知所以治天下國家矣

(\*1右) 多少ノタカヒノミ。何モチカハハナイ。

(\*1左) 論語、脩己以安人。脩己以安百姓 (193)。

文政四年九月二十七日 (194)

凡為天下國家有九經

(\*1右) 上文ヲ承ケ、スクニ、クツツケテ、凡為天下國 (195)

有九經ト書タモノシヤ。經トハ、タテ糸トノ云字。タ

テ糸ト云モノハ、始ヨリ、イクスシト定リアツテ、カ  
ハラヌモノ。二百スシナラ二百スシトノキマツテヲル。  
經ハ常ニテカハラヌコト。カハラヌコトカラ、コレカ  
万古不易ノ大法シヤト云コトナリ。ノサテ、ヨコ糸ト  
云モノハ、何万アルカシレヌ。經ト云ハ、脩身ト云モ  
ノシヤ。コレニ緯ノ糸ヲ含 (\*1左) ンテアル。脩身  
ノ目ヲカソヘハ、經礼三百、威儀三千アル。コレヲ脩  
身ノ經ニフクンテヲルナリ。

曰脩身也

(\*1右) サテ、天下國家ヲ、ヨサムリ經ノノリカ九通りアル。

天下國家ノモト、云ト、己カノ身カモトシヤカラ、大

学ニモ、自天子至庶人、壹以脩身為本 (196) トアリ。

此カ同シコトシヤ。ノ人君ノ心ニ、モトヨリアルヘキ

コトナリ。

尊賢也

(\*1下) サテ、身ヲサメテカラ、親親スルト云フヘキヲ、尊

賢ト云モノハ、妙ナ所ノシヤ。集註ノ呂大臨ノ説カ妙

シヤ。此説ニテ尊賢ヲ先ニ書タ処ノ力動カヌ。イカン

トナレハ、親類ヨリ賢者ノ大切ナルモノシヤ。ノ賢者

ニ道理ヲワケラル、トキハ、親類モムツマシクナル。

道理ニクライト、親子兄弟モワカレワカレトナルカラ、賢者ヲ尊フノコトヲサキニカイタモノシヤ。

32ウ

### 親親也敬大臣也

\*1 \*2 \*3

(\*1右) 家老用人ヲハウヤマフテ、テイ子イニ、トリアツカハ子ハナラヌ。我敬セサノレハ、家中敬スルコト、ウスシ。サナケレハ、彼ニ威ナク、託スル所ナルコトナシ。

(\*2右) 三公ノ类ナリ。

(\*2左) 家老用人ナリ。

(\*3下) 大臣トハ、殷ノ伊尹、周ノ太公望ノ类ナリ。

### 體群臣也

\*1

(\*1左) 體ハ體察ノ義テ、我身ヲ其場ニ置テ察スルト云義テト、集註ニハトカレタナレトモ、ソレハノ恕ノ義テ、體ノ義ニアラス。此コトハ、九經談ニモノセタリ。體トハ四體ノコト(197)。子庶民ストノ云所ト對ス。羣臣ヲ我手足ノ如クニトリアツカフト云コト。

孟子、君之視臣如手足、則臣視君如腹心。

益稷、臣作朕股肱耳目(198)。

庶民ヲ子ノ如クトリアツカフ。愛育ト思ヘハ、チカイナイ。撫育ナリ。

### 子庶民也

緇衣、君民者、子以愛之、則民親之、又長民者、以子愛百姓。民致行ノ己以說其上矣(199)。○表記、虞帝君天下、生無私、死不厚其子。子民如父母、有憐恤之愛、有忠利之教。親而尊、安而敬、威而愛、富而有礼、惠而能教。又云、子言之君子之所謂仁者其難乎。詩之凱弟君子、ノ民之父母。使民有父母之尊、有母之親。如此而后可以為民父母矣(200)。

33才

### 來百工也

\*1

(\*1右) 百工ハ諸職人ノコト。諸職人カナケレハ不自由ナルユ一、諸職人ノ來ル羊ニスル。ノ一ハ諸ノ器械ヲ他ノ國ヨリ調ルトキハ、其國ノ金銀ヘルカラナリ。

### 柔遠人也

\*1

(\*1下) 柔和ニスレハ、ナツクナリ。手アラニトリアツカイハ、皆逃ル也。ノ舜典、柔遠能邇、惇德允元、而難任人。ノ蠻夷率服。論語、遠人不服、修文德以來之(201)。

### 懷諸侯也

\*1 \*2

(\*1右) 懷ハ安ナリ。安穩ナリ。

(\*2下) 秦誓、邦之杌隍、曰由一人。邦之榮懷、亦尚一人之慶。

(\*「杌隍」右「ヤスカラサル」左「コツゲイ」)

文侯之命、肆先祖懷在位。(※左「カルカ故」)

此ヨリ八九經ノ効ヲ、先、トイタモノ。古、以道テ、ヨサメル。

サテ、礼義ヲ以テ身ヲ脩レハ、我ノ身二道カ立テ、ヤフレナイ。

### 脩身則道立

\*1\*2

(\*1左) 礼義

(\*2左) 廢ト對スルナリ。

### 尊賢則不レ惑

\*1 \*2 ハ

サレ

(\*1右) 國家ノ大事

(\*2下) 此ハ兩説、賢者尊ヘハ、賢者ニキクモノ故、マトイマ

セン。事ノ二臨ンテ、マトハヌコト。又一説ハ賢者ヲ

尊ト、不肖者佞ノ人ニマトハサレヌ。賢者二道理ヲキ

クカラ。

### 親親則諸父昆弟不怨

\*1 \*2

(\*1右) 父ノナラヒノモノ

(\*1左) 伯父ノ類

(\*2右) 我ノナラヒノモノ

(\*2左) 兄弟イトコノ類

### 33ウ

### 敬大臣則不眩

\*1 \*2 \*3

(\*1右) 有徳ノ君子ナリ。

(\*2右) 政事

(\*3左) 目クルメキ、マトフ羊ナコトハセヌ。

(\*3下) 一説ニ、大臣ヲ敬スルトキハ、小臣ニ眩セラレヌ。

尊賢則不惑ト同シ羊ナレトモ、少シチカフ。尊賢ノコトハ道德ノコト。敬大臣ハ政事ノコトテ云。

大臣ハ坐シテ論道。大司馬ハ國家ノ細事ヲ司ルナリ。

後漢ノ亡タルハ、閹官ノ為ニ凶サレタ。

尚書ハ、カキヤクナリ。

### 體群臣則士之報禮重

\*1 \*2

(\*1右) 羣臣ヲ手足ノ如クトリアツカイハ、下カラ返報カ重イ。

礼ノ坊記、君子信讓以涖百姓、ノ則民ノ報礼重(202)ト

アリ。

(\*1左) 報恩ニムクユルナリ。

### 子庶民則百姓勸

\*1 \*2

(\*1右) 庶民ヲ子ノ如クトリアツカイハ、善ヲス、ムレハ、善

ニス、ムナリ。ナセナレハ、ムリテナイカラナリ。

(\*2左) 上ノ恩ニ感シテ、民ス、ムナリ。

### 來百工則財用足<sup>\*1</sup>

(\*1右) 孟子ニ、一人陶スレハ、百室ニ足ラスト云処ハ、ノ此ノ註解ナリ。

(\*2右) 諸道具ナリ。

(\*3右) モチユル道具ヲ云ナリ。財ハ、ヤクニタチ、ツカフヘキモノヲ云名也。

(\*3左) 利用厚生ノ処ハ、ヤハリ道具ノコト。

34才

### 柔遠人則四方歸之<sup>\*1</sup> 懷諸侯則天下畏之<sup>\*2</sup> <sup>\*3</sup>

(\*1右) ナツクレハ。

(\*2右) ナツキ歸服。

(\*3右) 諸大名マテモ、ナツキ服スル日ニハ、天下悉ク畏レテ、ノムホンスルモノカナイ。

(\*3左) コレマテカ、九經ノシルシヲ云。

此ヨリ九經ノ行ヒカタヲ云。

如此三段ニトキタルハ、繫辭ノ九卦ノトキカタト同例ナリ。

### 齊明盛服非禮不動<sup>\*1</sup> 所以脩身也

(\*1右) 見ルモキクモ、皆動ナリ。

齊ハ清淨ニシテ、心ノ散乱シテフト、ノイナルヲ、齊フナリ。

書ニ中スミノ義アリ。ツ、ノシ<sup>(203)</sup>ノ字ニモヨシ。明ハ潔齊ナリ。イサキヨキト云潔ノ字ノ義。

心ノト、カヌ所テ、モノイミヲシテ、ト、ノヘルト云義シヤカラ、音セイト讀テモヨイ。

不動ハ、論語、視聽言動ノ四字皆コモル。礼テナケレハ、視聽

言動ヲイタサス。ソレノヲ行フシカタ。易大象、雷在天上、大壯。君子以非礼弗履<sup>(204)</sup>。

### 去讒遠色賤貨而貴德<sup>\*1</sup> 所以勸賢也

(\*1右) 奸佞ノ小人ヲサリ、遠サケ子ハ、賢人君子カ用ラレヌ

カラ、小人奸佞人ヲトウサケサル。ノ遠色、論語、賢

賢易色<sup>(205)</sup>ノ所、賢ヲ賢トスルニ、色ヲアナトルト

云両説ナレトモ、是論語ノハサ。( \*1左) 女色ノ盛

ニスルトキハ、惰弱奢侈ニナル故ナリ。財貨而貴徳ト

ハ、大学ノ徳ハ木也、財ハ末ノナリト云処。此大学中

庸一手ニ出タモノト見ユル。貨ヲ貴ト云コトハ、モツ

テノ外ノコト。ノ貨ヲ貴ト云コトハ、本、町人ノコト

ナリ。シカレトモ、今コレヲ貴ト云モノハ、天下奢侈

ニナリ

34ウ

シ故ナリ。漢書、後宮盛色、則賢者隱。佞人用事、則

諍臣杜口(206)。

仲虺之誥、惟王不邇声色、不殖貨利。德懋懋官、タルヲハメテ功懋懋賞(207)。

論語、已矣乎。吾未見好德如好色者也(208)。

### 尊其位重其祿同其好惡所以勸親

### 親也

(\*1右) 位モ尊クシ、祿ヲ重クスレトモ、官職ハ與イナイ。官

ト云モノハ、人ヲ選ンテ與ルモノ故、ノ官ノコトヲ云

ハヌ。周公ノ羊ナル人ナレハヨケレトモ、多分天子ノ

親類ニ賢人ハナキモノ故ニ、ノカヤウニ申スナリ。漢

劉向、劉歆、河間王ハカリシヤ。

(\*1眉欄) 好惡ハ好善ノ惡惡ナリ。ノ父ノニクム所ハノ子ニク

ム。兄ノノ愛スル所ハノ弟モアイスルノ類ナリ。齊

ノ一字ヲノ四字ニカクカノ妙ナリ。親ノ類ノ好惡ノ

力齊一二ノナルカ齊ノ家ナリ。

(\*2左) 齊家ナリ。

(\*3左) アニノ好ム所、弟ノニクムハ不同ナリ。

(\*4下) 親親而説。一説ハ親親ハ親類ノコト。史記三王世家、

京房易傳ニアリ。ノ又一説ニハ、親ノ一字ハ衍ナリ。

三王世家、五者疆上建国、封立子弟、所以ノ褒(親)

(親)也、序骨肉、尊先祖、貴支體、廣同姓於天下也

(209)ノ京房易傳、逆(親)(親)、厥ノ妖白黒鳥、

闕於國(210)。

### 官盛ニ任使一所以勸大臣也

(\*1右) 官職ヲ盛ンニシテ、任使ト、ウチマカセテ、ツカフ。

此説可是。

(\*1左) コレハ古註ノ説ナリ。古注集註、其意同シ。恐非ナリ。

(\*1左又) コレハ下役ヲワケヲクコト。目ツケナレハ、小人目

付ヲツケル類。

(\*2右) ウチマカスル。

(\*2右又) 六卿ニテ三公ヲ兼ル。老中ニ御大老ノ兼ル。

(\*2左) 下役ヲサスナリ。

35才

### 忠信重祿所以勸士也

(\*1右) 忠信ナル人ナレハ、祿ヲ重クスルト云ハ、古註ノ説ナ

リ。コレ亦可是。朱註ハ非。

上カラアシライニスルコト二見ル。

(\*1右眉欄) 燕義云、臣下竭力盡能以立功於國、君必報之以

爵祿、故臣下皆務竭力盡能以立功ノ是以國安而

君寧。

### 時使薄斂所以勸百姓也<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 民ヲ使二時ヲ以テシテ、トリカナトハ、ナリタケウス

クスル。神尾若狹守八民ハ油ノ羊ナルモノ、ノシメレハシムルホト、テルモノト云タカ、其身モ亡タルナリ。

(<sup>\*1</sup>左) 左傳哀公十二年ニ、魯ノ國、年貢ヲヨケイニトルトキ、中ヲトル論アリ。

論語、使民以時、孟子、不違農時、穀不可勝食也。又

云、王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂<sup>(211)</sup>。

(<sup>\*2</sup>下) 孟子、彼奪其民時、使不得耕耨、以養其父母<sup>(212)</sup>。

### 日省月試既稟稱事所以勸百工也

日日イカントカヘリミ、月月細工ハトウジヤト云処ヲ試テ、既

稟ノフチキリマイ、ノ其細工ノ精粗ニ應シテ、其事ニカナハ、

彼自然ニハケマン。権兵衛モ太郎兵衛モ一ノツコトナラハ、ヨ

コタルヘシ。其アテカイノ上ケ下ニツイテ、ハケム所アルナリ。

既ハ餼ノアヤマリ。音通ニヨツテ、用タリ。サレトモ餼ノカタ

ヨロシ。

周官籩人ノ職ニ、春獻素、秋獻成。書其等以饗工。來其事、試

其弓ノ弩、以下上其食而誅貢<sup>(213)</sup>。

漢書食貨志、流民入関者數十萬人、置養澹宮以廩之、吏盜其廩。

ノ師古曰、稟給也。盜其廩者、盜所給之物<sup>(214)</sup>。

35ウ

### 送往迎來嘉善而矜不能所以柔遠人<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

也<sup>\*3</sup>

(<sup>\*1</sup>右) カヘルモノヲハ見ヨクリ、遠方カラクルモノヲハ迎ヘ、

善キモノヲハヨシシ、不能ナルモノヲハノアハレマハ、

是ナツクルナリ。

(<sup>\*2</sup>左) 子張篇ニ嘉善而矜不能。又舉善而教不能則勸。

(<sup>\*3</sup>下) 周礼懷方氏、掌來遠方之民、致方貢、致遠物、而送迎、

達之以節。ノ治其委積、館舍、飲食<sup>(215)</sup>。

### 繼絶世舉廢國治亂持危朝聘以時<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup><sup>\*3</sup><sup>\*4</sup><sup>\*5</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 世ツキノナイノモノヲハ、ツカセ。

(<sup>\*2</sup>右) 亡ヒタル國ヲ興ノシテヤル。

(<sup>\*3</sup>右) 乱レタル國ノナレハ、役人テノモヤリテ、ヨノサメル。

(<sup>\*4</sup>右) 亡ヒカ、リタルノ國ヲハ、ヨコシノカヘシテヤリ。

(<sup>\*5</sup>右) 朝ハ自身、聘ハ使者。ノ王制ニ、諸侯之於天子ノ也、

比年一小聘、三年ノ一大聘、五年一朝<sup>(216)</sup>。

### 厚往而薄來所以懷諸侯也<sup>\*1</sup>

(<sup>\*1</sup>右) 大名ノ歸國ノトキハ、丁寧ニシテ下サリ、モノカヨケ



イニアリ、ノ參勤ノトキ、献上物ヲハ、ウスクサセルナリ。

( \* 1 左 ) 論語、興滅國、繼絶世、舉逸民。堯曰。又、危而不持、顛而不扶。

周官、制治于未乱、保邦于未危 ( 217 )。

## 凡為天下國家有九經所以行之者一也<sup>\*1</sup>

( \* 1 左 ) 九ノ通ノ、ノリカアル。行フ処ノモノハ、タツターノノ本心ノ誠テナケレハナラヌト云テ、コレヨリ誠ヲノトキ出スナリ。

### 注

- (1) 表紙裏記載内容については、伊藤本には見られず、錦城の講説との関係の有無は未詳。
- (2) 『考』『原解』有所引文。
- (3) 『原解』同。
- (4) 『考』同義。
- (5) 「( )」の使用は原文の通り。以下同。
- (6) 『考』『九經談』『原解』同。
- (7) 『考』同。
- (8) 『考』同。
- (9) 以下「道也者不可…」より、文政四年九月二日第二回講義と推測される。
- (10) 「莫見乎隱」慶応本衍文。
- (11) 『考』『原解』同 (哀十六…)。
- (12) 『考』『原解』同 (國語…)。
- (13) 『考』『原解』同。
- (14) 『考』引文同、『原解』同義。
- (15) 『考』同。

(16) 『考』『原解』同。  
(17) 『考』『原解』同。  
(18) 「圓ノ中ニ棒力一本貫テヲル」について図示 (○に)。

(19) 『考』『原解』同。  
(20) 『原解』同。

(21) 『考』『原解』同。

(22) 『考』『原解』同。

(23) 『考』『原解』同。

(24) 『考』『原解』同義。

(25) 『考』同 (孟子曰、子莫執中、…執一也)、『原解』同 (孟子曰、子莫執中、…舉一而廢百也)、慶応本誤)。

(26) 『考』同、『原解』同 (作「敬忌之忌。康誥呂刑」)。

(27) 『考』『原解』同 (「民」作「百姓」、慶応本誤)。

(28) 『考』『九經談』同 (繫辭…)。

(29) 『考』『原解』同 (中庸…)。

(30) 『考』『原解』同。

(31) 以下「子曰道之…」より、文政四年九月七日第三回講義と推測される。

(32) 『原解』同。

(33) 『考』『原解』同。

(34) 『考』『原解』同 (孟子…)。

(35) 『考』同、『原解』同 (好問則裕…)。

(36) 『考』『原解』同。

(37) 「堯舜ヲ」慶応本衍文。

(38) 『考』『原解』同。

(39) 『考』『原解』同 (漏) 作「失」、慶応本誤)。

(40) 『考』『原解』同。

(41) 『原解』同。

(42) 『原解』同 (作「止於至善」、慶応本誤)。

(43) 『考』同、『原解』同 (寤寐…)、「毛傳」作「傳」、郭注) 作「郭象曰」。

(44) 『原解』同。

(45) 『原解』同。

(46) 『原解』同義 (物茂卿不察、以而為汝、誦為汝強者、…其說謬矣)。

(47) 『考』『原解』同 (此文武) 作「此文王」、文王怒) 作「文王一怒」、

慶応本誤)。

(48) 『考』同、『原解』同(無「礼勝則離。又使其声足」「使其文足論而不息」)。

(49) 『考』同、『原解』引「矯矯虎臣」。

(50) 『考』同、『原解』引「強立而不反」。

(51) 『考』同、『原解』同。

(52) 『原解』同。

(53) 『原解』同。

(54) 『考』同、『原解』同。

(55) 『原解』同。

(56) 『原解』同義。

(57) 『考』同、『九經談』同(引「郷道行中道而廢」)、『原解』同(「註」作「鄭玄曰」)、『三著』「妄身」作「忘身」慶応本誤。

(58) 『考』同、『原解』同。

(59) 『考』同、『原解』同(「循道而」作「循道而行」)、『原解』同。

(60) 『考』同。

(61) 『考』同、『原解』引「竜徳…无悶」(無「者不易…乎名」)。

(62) 『考』同、『原解』同。

(63) 以下「君子之道費…」より、文政四年九月十二日第四回講義と推測される。また、以下より伊藤本、『原解』巻二。

(64) 『原解』同(「噴費…」)。

(65) 『考』同、『九經談』同(無「扶木…之南」「陽州…方噴」)。

(66) 『考』同。

(67) 『考』同(「哀十六年…」)、『九經談』同(「毛奇齡…」)。

(68) 『原解』同(「…不徧物」)、『原解』同(「…而不徧物」)。

(69) 『原解』同義。

(70) 『考』同、『原解』同。

(71) 『考』同。

(72) 『考』同、『原解』同。

(73) 『考』同、『九經談』同。

(74) 『考』同(「堯典…」)、『原解』引「格于上下」。

(75) 『考』同、『原解』同(作「成湯之格于皇天大戊之格于上帝」)。

(76) 『考』同、『九經談』引「唯天為大」。

(77) 「上」「下」傍注「天」「地」同、『原解』。

(78) 『考』同、『九經談』同、『原解』同。

(79) 『原解』同義(「陰陽…」)。

(80) 『九經談』同、『原解』同義。

(81) 『考』同、『九經談』引「能盡人之性、則能盡物之性。贊天地之化育。與天地參。」

(82) 『考』同、『原解』同。

(83) 『原解』同。

(84) 『原解』同。

(85) 『考』引「子貢問曰、有一言而可以終身行之者乎。子曰、其恕乎。己所…、原解」引「子曰、其恕乎。己所…、引「堯衛靈公篇。慶応本引「堯顏淵篇」。

(86) 『考』同、『原解』同。

(87) 『考』同。

(88) 『原解』同義。

(89) 『考』同、『原解』同(「文言…」)、『原解』無「古者…速也又云」「又云仁者…」

(90) 『考』同、『原解』同。

(91) 『考』同、『原解』同。

(92) 『考』同、『原解』同。

(93) 『考』同、『原解』同(無「故民不失望焉。古之人」)。

(94) 『考』同、『原解』同。

(95) 『考』同、『原解』同。

(96) 『考』同、『原解』同。

(97) 『考』同、『原解』同。

(98) 『考』同。

(99) 『考』同、『原解』同。

(100) 『考』同、『原解』同(「居下位」作「君下位」)、『考』、『慶応本誤」。

(101) 『考』同、『原解』同(「…命也」)。

(102) 『考』同。

(103) 『考』同(「與」作「興」、慶応本誤)、『九經談』同(「居易…」)、『與」作「興」)。

(104) 『考』同(「成十三年…」)、『多作微』作「多作微福」)、『九經談』同(無「呂相…獻穆」)、『原解』同(引「呂相…作微」)、『多作微』作「多作微福」)。

(105) 『考』同、『原解』同(「論語…」)。

(106) 『考』同、『原解』同(「正而后發」作「正而發」、射義作「已正然後」)。

発)。

(107) 『以下「君子之道辟如…」より、文政四年九月十七日第五回講義と推測される。』

(108) 『考』『原解』同(「孟子…」)、『原解』無「使人…又云)。

(109) 『考』『原解』同。

(110) 『考』『原解』同。

(111) 『考』同、『原解』同(無「採詩書…序次」「凡八篇)。

(112) 『考』同、『九經談』同(「…無所歸)。

(113) 『考』同、『九經談』引「不順…為子)。

(114) 『考』同。

(115) 「コレヨリ…」以下、『原解』同義。

(116) 『原解』同。

(117) 『原解』同。

(118) 『原解』同義。

(119) 「(」コサル処)。

(120) 『考』同(「繫辭…」)、「精也」正作「情也」、『考』、慶応本誤)、『原解』引「昭明…悽愴」。

(121) 『考』同。

(122) 『考』同(「繫辭…」)。

(123) 『考』『九經談』『原解』同(「孟子…」)。

(124) 『原解』同。

(125) 『考』『原解』同(作「以厚其毒、而降之罰」、慶応本誤)。

(126) 『考』『原解』同義。

(127) 『考』『原解』同義。

(128) 『考』同。

(129) 『考』同。

(130) 『考』同、『原解』引「以昭受上帝、天其申命用休」。慶応本脱「上帝」付返点「」。

(131) 『考』同、『原解』同(「作易者…」)。

(132) 『考』同(「荀子…」)。

(133) 『考』『原解』同。

(134) 『考』同、『原解』引文献名。

(135) 『考』同(「九年」作「惟九年」、慶応本誤)。

(136) 『考』同、『原解』同(「奄有…」)。

(137) 『考』『原解』同。

(138) 『考』『九經談』同。

(139) 『考』同。

(140) 『考』同、『九經談』引「戎商必克」。

(141) 『考』同、『九經談』引「殪戎殷」。

(142) 『考』同(正「宣六年、…以盈其貫」、『考』、慶応本誤)、『九經談』引文献名。

(143) 『考』同(「呂氏…」)、『九經談』引慎太「親鄭如夏」、高誘註、簡選篇、慎勢「湯其無武無岐」、具備、高義「部岐之廣也」、分職「部與岐周」。

(144) 『考』同。

(145) 『考』同(「壹…」)、『九經談』「唐人…」所引箇所相似。

(146) 『考』『九經談』『原解』同。

(147) 以下「子曰武王…」より、文政四年九月二十二日第六回講義と推測される。

(148) 『原解』同義。

(149) 『考』同(「武成…」)。

(150) 『考』『原解』同(「闕宮…」)。

(151) 『考』同。

(152) 『考』『原解』同。

(153) 『考』同義。

(154) 『考』同(「宗伯…」)。

(155) 『考』同(「王制…」)、『原解』同(「若以…」)。

(156) 『考』同(「既畢」作「既事」、「締衿」作「禘衿」、慶応本誤)、『原解』同(無「藏與其禁令」註)、『既畢』作「既事)。

(157) 『考』引文献名。

(158) 『考』同(「可遺衣服」作「其遺衣服」、慶応本誤)、『原解』同(無「其廟…聖之」、「可遺」作「其遺)。

(159) 『考』同。

(160) 『考』『原解』同。

(161) 「タツ」ハレタ」。

(162) 『考』『原解』同。

(163) 『考』『原解』同。

(164) 『考』同、『原解』同(「玉藻」作「玉藻」、『考』、慶応本誤)。

(165) 『考』『原解』同(「文王世子」作「祭義」、慶応本誤)。

(166) 『考』同、『原解』同(無「不知也)。

(167) 『考』『原解』同。

(168) 『考』同、『原解』同(「…不知也」)。

(169) 『考』同(「朱熹」作「朱熹」)。

(170) 『考』『原解』同(引「日知錄」所引「地道无成而代有終也」)。

(171) 『考』『原解』同(引「日知錄」所引「先王居櫛於四裔。不言渾敦、窮奇、饕餮」)。

(172) 下文「人道敏政」(\*3右) 參照。

(173) 『考』『九經談』同(「繫辭…」)、『九經談』無「子曰」。

(174) 『考』同。

(175) 『原解』同。

(176) 『原解』同義。

(177) 上文「哀公…」(\*1左又) 參照。

(178) 『原解』同。

(179) 『考』同、『九經談』同(「…負之」)。

(180) 『考』同(作「國語大夫…」、「太夫」慶応本誤)、『九經談』引「國語吳氏大荒」(「就蒲盧…」)。

(181) 『考』同(「不常入」)、『大戴禮記』作「非常入」、『九經談』同(「…蒲盧也」)。

(182) 『考』同、『九經談』同(無「天道…敏樹」)。

(183) 『原解』同義。

(184) 『考』『原解』同。

(185) 『考』同。

(186) 『考』同、『原解』同(無「親親…殺也」)、「行之…」、「賢賢老老長長」作「老老長長賢賢」、「原解」誤。

(187) 『考』同。

(188) 「不」事親、慶応本脫「不」字(同伊藤本)。

(189) 『考』『原解』同(「衛將軍…」)。

(190) 「知仁勇」凶、『考』同。

(191) 凶、『考』『原解』同。

(192) 「三知三行圖」以下、『考』同。

(193) 『考』『原解』同。

(194) 以下、第七回講義。

(195) 「國」(家)。「慶応本脫」(家)字。

(196) 『考』同(「至庶人」作「以至於庶人」、「壹以」作「壹是皆以」、慶応本誤)、『原解』引「以脩身為本」。

(197) 『九經談』曰「體四體也」。

(198) 『考』『九經談』同(「孟子…」)。

(199) 『考』『九經談』同。

(200) 『考』同(「能而能教」作「能而能散」、「詩之凱弟」作「詩云凱弟」、「父母之尊」作「父之尊」、慶応本誤)、『九經談』引「虞帝子民如父母」。

(201) 『考』同(「舜典…允元」)、「論語…」、「原解』同(「舜典」引「懷遠能邇」、「論語…」)。

(202) 『考』『原解』同(「則民ノ」作「則民之」)。

(203) 「ツ、シ」(三)。

(204) 『考』同。

(205) 『考』同。

(206) 『考』『原解』同。

(207) 『考』『原解』同(「後宮」作「夫後宮」、「隱」作「隱處」、慶応本誤)。

(208) 『考』同。

(209) 『考』同(「五者」作「王者」、「親親也」作「親親」、慶応本誤)、『原解』同(引「褒親親、序骨肉」)。

(210) 『考』『原解』同。

(211) 『考』『原解』同(「論語…」)。

(212) 『考』『原解』同。

(213) 『考』同(「乘其事」作「乘其事」、「誅賁」作「誅賁」、慶応本誤)、『原解』引「乘其事、考其弓弩、以下上其食」。

(214) 『考』同(「澹宮」食貨志作「澹官」、「考」、慶応本誤)、『原解』同(無「數十…澹宮」)、「盜其慶者」)。

(215) 『考』『原解』同(「送迎」作「送迎之」、「周礼」作「送迎之」)。

(216) 『原解』同(「比年…」)。

(217) 『考』『原解』同(「論語…」)。